

令和4年第2回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和4年6月16日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	10 番 須 藤 軍 蔵
11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝	

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

9 番 佐 原 吉太郎

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 安 田 春 好	健康福祉課長 後 藤 隆
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 長 委 員 会 事 務 局 長 神野藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、渡辺一樹、安田敏

一般質問者目次

1.	2 番	渡 邊 啓 子	P. 20～
2.	11 番	押 山 義 則	P. 29～
3.	1 番	斎 藤 信 一	P. 41～
4.	3 番	菊 地 厚 徳	P. 52～
5.	5 番	松 本 昇	P. 61～
6.	7 番	鈴 木 康 広	P. 69～
7.	10 番	須 藤 軍 蔵	P. 74～

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。

ご苦労さまでございます。会議に先立ち、申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は、9番佐原吉太郎君より欠席届がありましたほか11名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日、傍聴に、遠藤勇雄さんほか2名の方がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、一般質問を行います。

2番渡邊啓子君より通告がありました「選挙の投票率向上のためには」ほか1件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊啓子） おはようございます。

2番渡邊啓子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。

初めに、選挙の投票率を向上させるためのについての質問です。

全国的に投票率の低下、若者の選挙離れが著しい状況にあります。特に国政選挙の場合、この傾向があるのではないのでしょうか。一人一人が政治や選挙に関心を持って、自ら進んで投票するようになる取組が必要だと考えます。

総務省の国政選挙における年代別投票率は、令和3年10月に行われた第49回衆議院議員総選挙では、10代が43.21%、20代が36.50%、30代が47.12%となっており、全年代を通じた投票率は55.93%でした。また、令和元年7月に行われた第25回参議院議員通常選挙では、10代が32.28%、20代が30.96%、30代が38.78%で、全年代を通じた投票率は48.8%でした。

一方、福島県の年代別投票率は、どちらの選挙でも10代、20代、30代とも全国投票率を下回っておりますが、全年代を通じた投票率では全国投票率を上回っています。

これら2つの選挙の大玉村の投票率はいかがだったでしょうか。本村の10代、20代、30代と全年代を通じた投票率をお伺いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2番議員さんにお答えをいたします。

本村における年代別投票率のお問合せでございます。

今、ご質問のあるとおり、１０代から３０代にわたる選挙について、投票率を申し上げたいと思います。

まず、令和３年１０月３１日執行の第４９回衆議院議員総選挙における本村の年代別投票率でございますが、１０歳代が５２．９４％、２０歳代が４４．７４％、３０歳代が４８．５４％、全体の投票率につきましては６２．８０％でございます。いずれも国・県の投票率を上回った状態でございます。

次に、令和元年７月２１日執行の第２５回参議院議員通常選挙における本村の年代別投票率でございますけれども、１０歳代が３７．１６％、２０歳代が３７．１４％、３０歳代が４０．７７％、全体の投票率につきましては５５．８５％でありまして、これも、いずれも国・県の投票率を上回った状態でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ２番。

○２番（渡邊啓子） 本村の投票率は、いずれも国や県の投票率を上回っていることが分かりました。これは大変よい傾向だと思います。しかし、全年代の投票率から見ると、やはり１０代から３０代の投票率は、ほかの年代より低いように思います。来月、７月１０日投開票予定の第２６回参議院議員選挙において、本村で新たに選挙権を得る方の人数と、若年層の投票率の低さの要因をどのように考えるかを伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） ２番議員さんにお答えをいたします。

まず、参議院議員通常選挙ということになりますけれども、これにつきましては昨日、選挙日程が決定をされました。日程につきましては６月２２日公示、７月１０日投開票の日程で執行されますが、選挙時の登録でございます。これは基準日が公示日前日の６月２１日となります。このため、この日をもちまして新有権者を含めた選挙人名簿の登録者というものが確定となります。このため、まだ未確定でございますので、今現在、数字を申し上げられませんが、６月定時登録における新有権者数で申し上げますと、６月１日現在２０人の登録を実施しているところでございます。

以上でございます。

失礼しました。若年層の投票率の低さ、その要因はというお問合せでございますけれども、これにつきましては、一番は政治に対する関心が低いというふうな要因ではないかというふうに思われます。

いろんな資料を調べまして、ある大学教授さんが投稿された記事を拝見をいたしました。その教授が申しております内容につきましては、人は年を重ねて会社に入ったり、子どもができたりすることで、地域や教育の問題を自分の問題として捉え始めると、結果として国や自治体の政治に関心を持ち始める傾向にあるのではないかというふうにおっしゃっておられました。

しかしながら、私たち選挙管理委員会、事務担当としましては、少しでも投票率が向上するように、今後とも選挙啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） ある大学教授の分析、誠にそのとおりではないかと私も思います。

初めての選挙は、特に大事だと思います。これを体験することで次の選挙も抵抗なく行けるようになるのではないのでしょうか。6 月 1 日現在では、新たに選挙権を得る方が 20 名いらっしゃるのとこと、この方たちにはぜひとも投票に足を運んでもらいたいものです。若年層の投票率の低さの要因としては、やはり選挙に関心がないことが挙げられますが、本当にそうなのでしょう。

ちょうど昨夜、NHKの「クローズアップ現代」で投票率のことをやっていました。「政治に変化は必要か」というアンケート調査に対して、93%の人が「必要だ」と回答したそうです。ご覧になった方もいらっしゃるのではないのでしょうか。この数値は関心があるからこそその結果であって、自分の1票じゃ変えられないという意識を変えていくことが必要であると解説していました。

次に、小中学校における主権者教育は、どのように行われているのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 2 番議員さんにお答えします。

現在、小学校 6 年生の社会科の授業で、日本国憲法における国民としての権利や義務、地方公共団体や国の政治の働き、中学校 3 年生の社会科では、現代社会を捉える見方や考え方、民主政治と政治参加などについて学んでおります。また、道徳や学級活動等においても、決まりを守ることや公正公平、公共の精神など、そういったものを育む教育に取り組んでおります。それらがまとまって最終的に主権者教育につながっていくものというふうに考えております。

本村では、幼稚園、学校教育指導の重点において、人権教育、集団づくり、家庭、地域、関係機関との連携を基盤として、豊かな体験活動、交流活動の充実、主体的、対話的で、深い学びの実現を目指した授業づくりを重点に掲げ、異年齢集団活動や自然体験活動、課題解決型の授業づくりを推進しております。それらの授業などの充実により、主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む取組を行っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） ありがとうございます。

小学校 6 年生と中学 3 年生の授業、また、様々な授業の中での活動、体験学習など、それらの取組をされているということで、これらの主権者教育が選挙や政治に関心を持つきっかけになればよいと思います。

次に、投票率を上げるためにできることは何か。特に、投票率の低い若年層への選挙啓発はどのように行っていくのか、また、投票所までの移動が困難な、足が不自由な高齢者や、交通弱者への対応策を伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2 番議員さんにお答えをいたします。

選挙管理委員会が行う選挙の啓発活動につきましては、若年層に限らず、全ての有権者を対象としまして実施をしているところでございます。

まず、常時啓発としましては、村のホームページでありましたり、広報紙を活用しまして、選挙に関する各種の情報を掲載しております。

次に、選挙時の啓発としましては、防災おたま広報による放送や、公用車による放送、ポスター掲示板の設置による啓発、選挙公報の配布、また、直売所でありましたり、大型店舗入り口での直接の啓発などを実施しております。

また、これは若年層に該当するかと思いますが、成人式の際には、選挙の啓発の冊子を参加者の方々に配布をして啓発しているところでございます。今後とも他市町村の対応等に関する情報収集を行いまして、さらに議員の皆様方からのご提案もいただきながら、より有効な啓発に努めてまいりたいと思っております。

次に、投票所への移動支援関係でございますけれども、これはタクシー無料券の配布でありましたり、巡回バスの運行というものが考えられます。実際、福島県内では、これは会津地方を中心に、10町村程度がこういった取組を既に実施をしているというふうに聞いております。免許返納が増加してきておりますので、ご家族でありましたり、ご親族の方々の支援が受けられない方々、こういった方などを対象とした移動支援につきましては、近隣の情報収集を進めながら、今後、慎重に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） ありがとうございます。

直売所での入り口の啓発、これ非常に有効かなと感じました。また、成人式の際に選挙啓発の冊子を配布しているとのことですが、18歳から選挙できることになったんですけれども、大玉村の成人式は、今までどおり二十歳でやるように伺っておりますが、ちょっとその2年間の時間のそご、その間を何とかして埋めてもらいたいなと思います。また、近隣の状況を見ながら、交通弱者への対応を検討するということですので、その辺、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

あと、郵便投票制度についてのご説明はございましたが、その辺の、この制度の周知は行き届いているのか、また、ちょっと手続が面倒くさいというような、選挙期日の4日前までに選挙管理委員会に連絡して、送られてきた書類に必要事項を記入して提出する流れとなっておりますが、この制度の周知は行き届いているのか、また、実際これらの制度を利用している方は、選挙ごとに何人かはいるのか。

話を整理しますと、まず18歳から選挙権があるのに対して、成人式の際に冊子を配布する。そこのところを何か改善策はないのかということと、郵便投票制度を利用している方はいるのかということについて、もう一度確認をいたしたいと思っております。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 2番議員さんにお答えをいたします。

まず18歳、新有権者の関係でございますけれども、これにつきまして大方の方々

が高校生ということになろうかと思います。残念ながら大玉村には高校がございません。また、大学等もございませんので、これにつきましては、所在市町村のほうで高校を対象とした啓発は実施をされているというふうには聞いております。

あと、学校内において、そういった選挙に関する授業ということではないんですが、啓発は行われているというふうには聞いております。実際、三春町におきましては、田村高校を対象として選挙の啓発を行っているというのが新聞のほうでも報道がされているところでございます。できるものを見つけながら、そういった啓発には今後も取り組んでまいりたいというふうには思っております。

また、郵便投票、これは郵便等による不在者投票という制度、2番議員さんおっしゃった制度でございます。すみません、今、台帳上の数字、何名登録になっているかは、ちょっと把握しておりませんが、いつもですと四、五名の方は大体登録にはなっております。

ただし、制度自体の対象となり得る方が、かなり厳しい内容になっておりまして、簡単に申し上げますと、身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹、移動機能の障害、これは手帳上、1級、2級、かなり重度の方になるかと思えます。あとは心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害で1級、あとは免疫、肝臓の障害で1級、2級、3級と、それぞれございます。あとは戦傷病者手帳をお持ちの方で、先ほどと同じような体幹機能障害等がある方ということ、また、介護保険の被保険者証については、要介護5ということで、ほぼ移動ができない方という状況でございます。それ以外の方につきましては、この制度の対象外というふうになっております。

これにつきましては、常時啓発としましてはホームページのほうに掲載をさせていただいておりますし、あと、選挙ごとにそれぞれお問合せ、当然いただいております。これにつきまして、制度の内容をご説明申し上げた上で、該当になる方については、まずは台帳上の登録をしまして証明書の発行という手続になりますので、その後、今お話があったように期日の4日前までに請求をなされて、選挙管理委員会のほうで郵便によりまして投票用紙をご自宅に送らなければならないという制度上の制約がございます。それをまた郵便で送り返していただくと。これについては、長い選挙についてはかなり余裕を持ててできますが、村の選挙、ご承知のとおり5日間しかございません。この中での作業ということで大変困難を極めてまいりますが、今後とも機会を捉えまして周知のほうには努めさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2番。

○2番（渡邊啓子） 詳細なご説明をありがとうございました。

それぞれの高校での生徒に対する選挙啓発に期待をしたいと思います。

3年前の衆議院選挙のときに、選挙に行った人は、これ若者に限ってだと思いますが、飲食代や映画などが割引になるという選挙割が関東地方を中心に広まり話題になりました。投票済み証明書を提示するとタピオカドリンクが半額で購入できるキャンペーンを行った店の前には、その頃タピオカドリンクがはやっておりましたので、初

めて投票に行ったという若者の行列がテレビに映し出されていました。このことをふと思い出して選挙割を調べてみますと、選挙割学生実施委員会という団体が全国版選挙割と称して選挙割を実施する企業や店舗を大募集していました。きっかけはどうあれ選挙が身近になるのはよいことですが、やはり選挙の意義をきちんと理解した上で投票に行ってもらいたいものです。

昨夜の「クローズアップ現代」で、投票率が全国１位の山形県遊佐町が紹介されていました。町では人口減少が進む中、若い世代のアイデアを取り入れて地域を活性する狙いで、少年議会という取組を行ったことにより、政治への参加意識が高まったということでした。

この少年議会というものは、町内の中高生に立候補をしてもらい、中高生による選挙を行い、少年町長１名と少年議員１０名を決めて、任期は１年、町より年間４５万円の予算で自分たちが考えた政策を実現するという取組です。この自分たちもまちづくりの一員となれるという成功体験によって、若者の政治に対する意識が大きく変わっていったということです。

また、子どもたちが少年議会で頑張っている姿を見て、大人や高齢者までもが、また、議会が自分たちも負けてはいられないという相乗効果が生まれているのではないかと町長が述べていました。

本村でも過去には青年議会などがありましたが、私が議員になってからは、まだ行われていないと思います。青年議会など行うことが望ましいと考えますが、村の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） ２番議員さんにお答えいたします。

私も、昨日その番組を見まして、遊佐町の取組、すばらしいなと思って見ておりました。大玉も過去に子ども議会をやっていました。過去にというか、つい最近までやっていたんですけども、結局、子どもたちがする質問というのは、大人ととか、家族と相談をして出る質問があって、どうも子どもたちが純粋に質問につながっていないというものがあまして、少し間が空いたということで、また再開することについては考えておりましたが、昨日の番組で、あの方法と先ほど言いましたように、生徒全員が投票するんです。そして、議員を選ぶということは、ミニ町政というか、それについて何をするかということを生徒全員が一生懸命考えて、地域おこしをやったり、６次化をやったりということで、先ほど言ったように自由に使える金、４５万円、予算を持ってやっていくと。

本当に工夫しているなど、大体投票率が８０％というような、考えられないような投票率になっている。それも２０年とか、２０年前からやっているということです。一朝一夜にはできませんが、その積み重ねは生きているんだなというふうに考えましたので、あれを大玉でも、あそこまでいきなり大がかりにはできませんけれども、もう一度、主権者教育としての少年議会というのは、あってもいいのかなというふうに、昨日は番組を見ながら感じていたところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 村長も番組をご覧になっていたと聞き、大変うれしく思います。あれをそのまま、今すぐ大玉村でということは私も考えておりません。単発的に一、二回でも、啓発のきっかけになればなというふうに考えました。若者の声を反映できる仕組みをつくることで、若者が政治に関心を持ち、積極的に投票に向かうようになればよいと思います。

新型コロナ感染症は、私たちの生活全般に大きな影響を及ぼしてきました。しかし、皮肉にも給付金や飲食店の時短営業、営業自粛など、政治が生活とつながっていることを改めて実感し、政治に関心を持つ方が増えたのではないかと私は感じております。次の選挙で少しでも多くの方が投票所に足を運んでくださることを願いまして、最初の質問を終わります。

それでは、次の質問に移ります。

食の安全から、健康長寿について考えてみたいと思います。

本村では、健康長寿推進のために元気づくりシステムを導入し、健康増進や介護予防に取り組んでいます。健康長寿のためには、栄養バランスや運動が何より大切です。そして、もう一つ忘れてはならないのが食の安全から健康長寿を考えるということではないかと思っています。

日本で使用されている食品添加物は、何と驚くべきことに約1,500種類もあり、世界一多いです。アメリカの約7倍とされています。もちろん全てが体に悪いわけではありません。多くの恩恵も受けてきました。添加物の中でも注意が必要なのは、厚生労働大臣が使用してもよいと定めた指定添加物です。これは一部天然のものもございますが、石油製品などを原料に化学合成された合成添加物がほとんどです。

指定添加物は年々増えて、2020年2月現在で、464品目もあるそうです。そして、日本人が摂取している食品添加物は、1日平均10グラム、年間約4キロとされています。これを聞いてぞっとしませんか。もちろん食生活によって個人差は大きいですが。私たちの体は食べたものでできています。日本では、食品に発がん性のある添加物や、発がん性の疑われる添加物も使われています。食品添加物や農薬、化学肥料の少ないものを選んで食べることで、免疫力を高め、病気になりにくい体をつくり、健康長寿を目指すことが重要だと考えます。

消費者庁は、食品添加物表示制度を改正し、今年の4月製造分から食品の無添加表記が禁止になりました。ほかにも着色料不使用といった、何々不使用という言葉も目立つ形で表記することができなくなりました。子どものうちから、自ら安全な食品を選ぶ目を養うことが大切になってきます。親子で食品の原材料表示の見方を学習する機会を設けるなどの取組が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2 番議員さんにお答えいたします。

大玉村健康長寿推進計画において、食を健康長寿の三本柱の一つに位置づけて事業

を推進しております。現在は、原材料の表示などの見方の学習については、親子での食の安全を学ぶ事業というのは実施していないところでございます。ただ、保健センターにおいて実施しております乳児検診等において、保護者の相談に応じるなどの食育指導の場というのは設けてはおりますが、今後は関係部署と連携しながら、親子での食育と併せて、食品の原材料の表示の見方について学習する場の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 添加物の名前を一々覚える必要などはありません。食品の裏を見て、なるべく台所にないものが入っていない食品を選ぶだけで大分違うということです。ぜひとも親子で学ぶような機会、確保していただければと思います。

昨年の村民の声を聴く会で、子育て中の若いお母さんから、「子どもたちの食の内容がよくなっていけばよいと日頃から考えており、免疫力を高めるよう食品添加物や農薬の少ないものを食べさせたいと思っています」、「大玉村の野菜で子どもたちが育つような地産地消のイベントなどが増えていけばよいと思います」という声がありました。このような認識を持って子育てをされているのはすばらしいことだと思います。しかし、このような方はごく一部ではないでしょうか。子どもが好きなお菓子やジュースにも食品添加物は使用されています。何かを購入するときや食べるときに、原材料表示をちょっと見ることを習慣づけることが大切です。今の世の中、食品添加物を一切取らない生活は、ほぼ不可能です。

そこで、学校給食について伺います。

学校給食の食材は、なるべく食品添加物の少ないものを選ぶなどの配慮はされているのでしょうか。特に、ハムやウインナーソーセージなどは、発色剤の亜硝酸ナトリウムが使用されているものが多く、これは毒性が強く、発がん物質に変化する可能性があり、注意が必要です。

また、食育指導はどのように行われているのかを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 2 番議員さんにお答えいたします。

学校給食センターにおきましては、学校給食衛生管理基準の食品選定の基準に基づきまして、食品添加物を確認し、有害、もしくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤を使用していないものを選んでいきます。また、その他の食品添加物につきましても、可能な限り含まれていない食品を選定するよう配慮をしております。

また、食育に関しましては、日常的な指導のほか、毎年、給食センターから栄養教諭を派遣いただき、食育に関する授業を行い、食の安全や食の大切さなどについて学習を行っています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 2 番。

○2 番（渡邊啓子） 給食センターでは、添加物や発色剤、着色料、漂白剤など、きちん

とチェックして食材を選んでいるということで、本当に安心しました。また、毎年、給食センターの職員さんによる授業も行っていると聞き、本当にありがたく思います。

さて、全面的なオーガニック給食を実施することは、現状では難しいかもしれませんが、まずは調味料から昔ながらの製法のものに、既に使われているのかも分かりませんが、もしまだとしたら変えることを提案したいと思います。

現在、我が家では手造りみそを食べています。地元のふれあいセミナーの会員で集まって、みそ造りをしました。材料は、大豆とこうじ、塩の３種類のみで熟成させ、おいしいみそができました。

全国ではオーガニック給食を提供しているところが数か所あります。全面的なオーガニックではなくても、例えば、大阪府泉大津市では、子どもたちの心も体も元気になるおいしい給食を提供したいということで、小中学校で、月に２回ではありますが、オーガニック食材を取り入れた「ときめき給食」というのを今年度から開始しました。本村でも、少しずつでも農薬や化学肥料を使用せず、自然の力のみで育てたオーガニック食材を取り入れ、また、科学的に合成された食品添加物を含まない食品による給食の提供を強く望みます。

村長の考えを伺います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） ２番議員さんにお答えいたします。

給食センターにおきましては、国内で製造されました良質な食品を使用し、納入業者からの納品に当たっては、しっかり安全性を確認しております。また、野菜や肉類につきましては、地元産、県内産、そして国内産の順位をもって選定するとともに、地元直売所に低農薬栽培による野菜の供給を依頼するなど、地産地消や安全・安心な食材の提供に努めております。

先ほど、みその話もありましたが、みそにつきましては、現在、ＪＡ、もしくは地元の業者さんのほうから購入をしている状況です。また、給食センターにつきましては、本宮市と大玉村の共同調理により、毎日約３，０００食の給食を提供しております。よって、特別な食材の供給はなかなか難しいというふうには考えておりますが、今回ご提案いただいたような食品に関する情報収集に努めますとともに、その可能性などについて給食センターには話していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） ２番。

○２番（渡邊啓子） ありがとうございます。

低農薬栽培の野菜など配慮しているということでした。給食センターが大玉と本宮で、毎日約３，０００食、簡単ではないと思いますが、ぜひ可能性を追求していただきたいと思います。

さて、この本の著者であります食品添加物の元トップセールスマン安部司さんは、「食品添加物の複合摂取は非常に危険であり、不安がある。徐々に体の中に蓄積されれば、将来的に何が起こるか誰にも分からない。添加物の摂取をできるだけ少なくす

ることで体が受ける悪影響を少なくすることができる」と述べています。給食はひとまず安全なのかなと思いました。

食品添加物の認可は、マウスなどによる動物実験を行っておりますが、それは一品目ごとの実験であり、10種類、20種類の食品添加物を同時に摂取した場合どうなるのかは調べていないのです。組合せは無限にありますから、実験のしようもないのです。加工食品が多い現代、特に未来を担う子どもたちの健康長寿を守るためには、私たちにできることを真剣に考えていかなければなりません。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、2番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前10時55分といたします。

（午前10時39分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前10時55分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 11番押山義則君より通告がありました「「地域コミュニティ活性化」をテーマに行政の考え方、取組みを伺う」の質問を許します。11番。

○11番（押山義則） 11番押山義則でございます。

議長の許可をいただきまして、通告に従いまして、令和4年6月議会の一般質問を行います。

大玉村が掲げる政策目標の、みんなで支える安心生活、自助・共助・公助でみんながつながる村づくりの観点から、地域コミュニティの活性化と題して質問いたします。

今回の質問のきっかけは、肥大化する地域のまとめに苦慮する方からの声であります。質問の趣旨でも申し上げましたが、ここ数年の新型コロナによる影響や、一部地域での急激な住宅増による新しい住民の増加、また代替わりなどで、町内会や自治会などの地域組織は古い体質が残っていて厄介なもの、要らないと主張する人もいて、地域組織の在り方が問われ、改めて地域コミュニティの活性化の検討が必要となっていると感じております。

社会的には、超高齢化、少子化、人口減少、また、右肩下がりの経済状況といった、これまで経験のない新たな時代を迎えて、地域を取り巻く環境も大きく変化しております。全国どこでも地域コミュニティの在り方に苦慮する状況にありますが、大玉村は人口増や子どもの割合が県下一と、他自治体とは少し違った地域環境にあり、改めて大玉村ならではの地域コミュニティ活性化が求められていると感じております。

そこで、改めて大玉村における地域コミュニティの現状を確認するとともに、問題点の検証、大玉村ならではの理想とする地域コミュニティの在り方など、伺ってまいります。

まず初めに、大玉村における地域コミュニティの現状を確認するというで伺います。

多くの人が指摘しているように、近年は人と人とのつながりが希薄となり、地域によっては近所同士の挨拶もない、隣に住んでいる人もよく知らないという状況になりつつあります。また、町内会や自治会、いわゆる組単位の自治組織にも参加しない、また、脱会する人などがあるなど、住民としての義務への理解に乏しく、住宅増で組が肥大化しており、適正な組規模の再編が求められている地域も見受けられるなど、多様化、問題点もあり、改めて行政としての現状をどのように認識されておられるのか、まず伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今の地域コミュニティ関係のご質問、それぞれいただきました。

本村におきましては、ご存じのとおり各行政区に区長さん、副区長さんを委嘱させていただきまして、それぞれ村政の円滑な運営に寄与いただいておりますし、地域コミュニティの推進役としましてもご活躍をいただいているところでございます。それぞれの地域の実情とか、そういったものがございますので、現状につきましては、それぞれ地域、地域におきまして様々な状況にあるというふうには認識しております。ただし、それぞれの地域ごとの詳細な現状につきましては、なかなか把握ができないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 今、答弁ありましたとおり、現状はそのとおりだと思っております。ただ、問題点があることは事実でございます。また改めて伺いたいんでありますが、行政区、町内会とか自治会、組でございますが、これの加入率とか何かは、どのように捉えておられますか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

基礎となります世帯数につきましては3,048でございます。これを住基上の世帯数でございますけれども、各行政区のほうからいただきました加入している世帯数、これを割り返しますと、率にしまして71.5%というふうな状況になっております。以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 71.5%、先頃の村の基本計画の中では、令和2年で73.4%、目標を75%立てて、そういう目標が掲げられておりました。

今回、隣の本宮市議会でも、一般質問で同じテーマを取り上げた方がおりまして、新聞記事などでございますが、本宮市の行政区加入率、この4月1日現在で85.1%、それでも5年前からは3.5ポイント減少との新聞記事がありました。

その記事の中で、新規加入率の鈍化が要因と、この下がったのは、要因と見られるとのことでありますが、大玉村の近頃の世帯数の増加がこの数字に反映されていると判断すべきなんではないでしょうか。あまりにも隣の本宮市から比べると、71.5%という

のは、ちょっと現実には隣町と比較して理解に苦しむ数字なんですが、どのように評価されますか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えをいたします。

71%という数字は、大変少ない数字。ただ、要因としては、非常に最近アパートが多くできております。ほとんどのアパートの住民が地域のコミュニティに、組に入らないという現実がありますので、それも一つの要因かなと。次々とアパートが建っていきますので。

それからもう一つ、新たに入った方で、いろいろコミュニティの話がありましたけれど、なかなかごみの問題等もありますけれども、組に入らないと。いろいろと行事があつて出なきゃならないとか、私もそういうことを言われたことがあります。何でクリーンアップに俺ら出なきゃならないんだと、何で組の花見に出なきゃならないんだとかという住民の声も直接聞いております。

それからあと、村外への勤務が非常に多いと。福島、郡山と、そういうのも共稼ぎで出ているということで、なかなかコミュニティの中に入って一緒に行動できないという方もいらっしゃるようなこともあります。

それから、特に大玉の場合には、宅地内に子どもとか孫が家を造って世帯分離をします。ですから大玉村が、世帯数がどんどん増えている理由は、世帯分離が大きな要因になっています。そうすると、組の中では、同じところに住んでいますから、二世帯、三世帯でも、組では当然同じ家族ですから1とカウントしますので、世帯数ではなかなか割り切れないものがあるんだろうと。そういう複合的な要因でこの数字になっているのかなというふうに考えております。

ですから、本宮は規模が大きいのでその数字ですが、大玉の場合には世帯数が少ないので、そういうものが多くなると率が低下するのかなと。ですから、多分構成率は本宮とそんなには変わらない、実質的には。ただ、これは増やしていく努力は当然しなきゃならない。これからいろいろと、いろんな機会を捉えてコミュニティの形成についてはやってまいりたいと。その一番効果的なのが地域防災組織だというふうに前から考えておりますので、これを強力に進めてまいりたいと。地域防災から私、抜けます、入りませんというのは、なかなかないんじゃないかということも考えますので。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 丁寧な答弁ありがとうございました。

本宮市でも同じような答弁があつたんですが、結局、窓口でいろんな形で指導なされて、極力行政区に入ってもらうように努力をされているということなんですが、やはり一番、私も今回気になったんですが、行政の窓口としての新住民への指導方針といいますか、その中で、あくまでも今、村長おっしゃられたように自由意志であります。それから、住民としての義務への理解とか、住民としての義務ですね。そ

れから、もう一つは、大きな目的としては絆づくりの推進という形で、窓口では対応されていると思うんですが、その指導方針、その辺をもう少し検討するとか、研究する必要性を感じているんですが、担当としてどのように、今までの経験でそういう感覚はないでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今ほど、本宮市の例でありましたり、大玉村の例、それぞれお話をいただきました。現在の取組は、今、お話ありましたとおり窓口においていただいた際には、ごみの分別の仕方でありましたり、そういったご説明の上で、区長さんの連絡先、そういったものをご紹介させていただいて、できるだけ加入をしていただきたいというふうな推進でございます。

今後、こういった取組をするかということではございますけれども、今までの取組にさらに何か工夫を加えた、できるだけ加入していただけるような取組、そういったものをそれぞれ担当部署と協議をさせていただいて、工夫を重ねてまいりたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） そのような答弁になるんだと思いますが、ただ現実、私も地域の中見ておりまして、例えば、今おっしゃられた、ごみの集積ですが、ある意味、安易にアパートだからアパートで、そこでごみの集積というような形で、今、現実に指導されておられますが、結局、ごみ集積所の脇に、またごみ集荷場があつて、例えば、私の地域なんかも、20メートルも離れていないところに2か所もある。そういう状況というのが、何となく違和感を感じるのは私だけなのかもしれませんが、もう少し別な指導方法というか、集積所があるわけですから、箇所を増やせばいいというものではないというような、そういう気になるんですが。確かにアパートは独自にごみ集積所を設けています。ただ、すぐ隣には地域のごみ集積所があるのが現状です。大体そういう便利なところにアパートを造っていますから、そうになっています。

だから、その辺からもすごく、もう少しその辺の指導、考えたやり方できないのかなと、少し腹の中では思っております。そういうことで、これは苦言ではないんですが、やっぱりやり方としてはやむを得ないのかなと思うところはあるんですが、そういう感じは持っております。

あと、改めて確認したいんですが、当初に説明ありましたが、行政区割というか、組としての組織規模、この適正化、それはどのように捉えておられるでしょうか。地域性にもよりますが、最近の住宅増で、今まで30戸、40戸だったところが、急に70戸近くになったり、ですから組の中でバランスが取れなくなって、すごく難しい状況が現実に私の地域でもあります。地域性にもよるんですが、そういう形で、行政として検討の余地はないかと思うんでございます。

今まで、ある程度地域任せのような状況になっておりますが、そういう意味で、改

めてマンモス組、こういう言葉は失礼かもしれませんが、マンモス組の状況把握をされておられるのか、そしてまた、改めてそういう観点から、行政として再編の指導の可能性、その辺を伺っていきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

かなり規模の大きくなってきた組、それは内容的には一部お聞きしている点もございます。ただ、今、11番議員さんが所属されております組、これは代表的な例だと思います。地域の話合いによりまして、規模が大きくなってきたから分割しましょうということで、上、下という形で、それぞれ構成される皆様方の話合いによりまして円満に2つに分かれていただいたと、これが私たちとしても大変理想とするところではないかというふうには思っております。

今、私、聞いた当時では55戸程度まで増えたと、昨日、議員さんからお話聞いた時点では70戸超えましたという組があるというふうにはお話を承りました。この中で、例えば、ここからここまでを分割をされてはどうですかとか、そういった行政区から、そういったお話をさせていただくというのは、やはり自治体としてはできるだけ控えさせていただきたいというところがございます。これは組の中でも歴史的なつながりでありましたり、伝統文化の部分もございますので、やはり一番は、11番議員さんが所属されている組のように、中で皆さんで話合いをされて、円満な形の上でそれぞれ対応をいただくというのが理想ではないかというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） そういった意味で、行政による指針というか、そういう指導の必要性は、私自身は、実際は持っている。結局住民だけではなかなかうまくいかない。結局、少しこじれてしまうと、地域の中が、旧態依然の方と新しい人の兼ね合いもううまくいかないし、今まで一緒だったものが2つに分かれちゃう部分もありますし、その辺のコントロールというのは本当に地域だけではできないものもあります。

ただ、やっぱりもちろん問題は、あとは地域の指導者ということに落ち着くんだと思いますが、結局、そういう関係で、行政としてそういうものの研究もさせていただきたいなと内心は思っております。地域だけではどうしてもならない部分もありますので、その辺はやっぱり行政としても取り組むべきでないかなと。これは私の考えですから一様には、無理には申し上げることはできませんが、やっぱりそういうのも必要ではないかと、意見として申し上げておきます。

地域そのものには、組以外にも区単位の老人会や、それから高齢者支援のサロン、それから見守りなどのボランティアなどの組織もありまして、地域コミュニティがしっかりしていることが地域の安心の基盤でありまして、いざというときの助け合いとか、近隣住民との良好な関係でいたいと、そういう理想ではありますが、そういうのを皆さん目指しておるのが現状であります。

ただ、感想として、いずれ参加者が少数とか、不安定な状況であることは否めない

のであります。活性化による生活に関する相互扶助、現実には福祉とか、教育とか、先ほど村長もおっしゃられました防災、あります。それから、私も地域もそうなんです、伝統文化などの維持、お祭りとか、お正月の行事とか何かもございます。それから、行政と一体になった、後でもちょっと述べますが、地域全体の課題に対する意見調整というか、行政と一緒にやっとうまくいくという方法が、地域づくりの一番大きな焦点なんです、それから、先ほど言った見守りとか、防災が一番大きいかなと思います。

改めて、大玉村ならではの可能な地域コミュニティの理想とする型というものは、その辺は考えておられるのか。村の基本計画の中でも、どの観点でもそれ触っておられるんですが、そういう考え、これちょっと難しい質問かもしれませんが、そういう考えについて改めて伺っておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の地域コミュニティの理想型はということでございますが、これにつきましては、時代とともに移り変わっていると、また様々な考え方があるというふうには存じますけれども、基本的には常日頃からの隣近所とのコミュニティ醸成、これが大切でありまして、あと災害時など、いざというときに助け合えるような関係性を保つことが重要ではないかというふうには認識をしております。また、極端に行政に頼らない形での自主的なコミュニティ形成というものが理想ではないかというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 少し驚きました。行政に頼らない地域づくり、これ可能でしょうか。その辺も考え方ですから。ただ、やっぱり行政と一体した形でないと、これからの時代というのはなかなかうまくいかないのかなと私は思っております。

少し話はずれますが、時代錯誤とは思われますが、かつては結婚式も地域参加でありました。祝謡とか、謡などの練習参加も地域住民の義務でありました。最近是不幸事もコロナの影響などありまして家族葬など増えておりまして、地域にあった念仏講なんというのは歴史上のこととなってまいりました。

村長に改めて伺いたいんですが、時代の流れは致し方ありませんが、日本で最も美しい村とうたっている関係上、そういう地域の慣習とか何か、残すべきものは残す努力をする、そんな必要性は感じないでしょうか。改めて伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度、お答え申し上げます。

行政に頼らないという形は、行政が無視してということではなくて、公助・共助、先ほど言いましたように公助・共助・自助の中の、共助が地域のコミュニティになりますので、常に行政が手を差し伸べたり、口を出したりするのは、やはり共助の地域コミュニティの在り方とは違うだろうということで、本当に必要なときに相談を受け

たり、必要なときにしっかりと支援をしたりという形は、本来あるべき形だと、自助についてはご存じのとおりということになります。

昔のコミュニティ、本当に隣近所、集落が強く結びついていた時代と、人の感覚は濃いつながりとかを嫌がる人もかなり出てきています。これは現実です。薄いつながりならいいよということも言いますので、それぞれが広域的に結びつくとすれば、今の住民の皆様を感じ方というのも、やはり尊重しなきゃならないということですので、昔のようなコミュニティに戻しましょうね、つくりましょうねというのは、私はもう今は不可能だというふうに考えていますので、全てに通用する地域コミュニティ組織というのは、多分無理があると思います。どんな事態にも対応できるというのは。

だから、災害のときにはこういうコミュニティ、それから文化を守るときには、太鼓台とか守るようなときにはこういうコミュニティとかということで、それぞれ異なったコミュニティができて、総体としてその地域のコミュニティが形成されると。あとは、組という組織がありますから、その中で皆さんが苦痛を感じないような形でのコミュニティというのが今の理想かなと、それを目指していかなきゃいけないなというふうに感じております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

質問の中で申し上げました、4番の地域住民参加パートナーシップ型村づくりに向けての行政対応はということで伺います。

今、村長がおっしゃられたように、地域の組織も行政も変わらなければならない時代に差しかかっているなど、私も思っております。まず私の住む地域でも、現実にはアパートが林立して、安全上の不安を覚える方もおります。それから、若い世代はもういなくなってしまって高齢化が著しい地域や、あと現実に空き家が増える状況、そういう意味で、今まで守られてきたせっかくの自然や、地域文化が失われつつある状況、そのとおりだと思います。

地域ごとに、確かに様々な課題は抱えておりますが、みんなが安心して、機嫌よく暮らし続けることができる地域づくり、これ維持していくためには、やはり先ほど部長がおっしゃられたように、行政が行う取組だけでは不十分で、地域のことをよく知る地域住民、それが主体となって、そして、行政がそれを支える。そういう住民参加、パートナーシップ型の地域づくりと、これは総合計画の中でもうたっておられるようではありますが、そういう意味で、改めて住民参加のパートナーシップ型のまちづくりに向けての行政の取組、現実に、具体的なことでどのようなことがこれに該当するのか、ちょっと確認しておきたいんですが。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今、例えて申し上げますと、村では、現在でも第5次総合振興計画の策定に当たりましては、村民の皆様方や多くの団体の皆様方からご意見を伺いながら、今後の村づ

くりについての方向性を共に考えてまいりました。それが第5次総合振興計画という一つの計画にまとまったという結果がございます。

また、現在、基本構想策定を進めております村民交流センター、これにつきましても、今後、村民の皆様方にご参加をいただきまして、ワークショップを計画しております。住民の方々と行政との話し合いによりまして、施設の在り方をそれぞれ検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

今後につきましても、地域住民の方々と行政が村づくりの対等なパートナーとして、地域の課題、そういったものを共有しながら解決するとともに、地域の発展に向けた協働による村づくり、これを推進してまいることができるよう、様々な場面で多くの村民の方々の村づくりに参加していただく機会を確保していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） ありがとうございます。

ぜひその考えを前面に出して、パートナーシップ型、いろんなところでこれ、この言葉取り上げられます。ただ、現実には大変難しい内容だと思っております。次の質問にも関連するんですが、この地域コミュニティのためには、先ほどいろんな方と、お世話になった方、人材の発掘、それから育成への取組も大事だと思います。

その点で伺いたいんですが、私の住む地域では、馬場ザクラといった地域資源、この言葉が合うかどうか分からないんですが、地域資源を生かしたこの保存会と銘打った組織づくりで地域の活性化を目指しております。村の支援もあります。活動を通して地域の情報共有とか、地域コミュニティの核となる地域組織の役割というんですか、ある程度の方が参加いただくということで、働きかけなどをすることで活性化の一端になっております。

今度、さらにさくら公園が親水公園化することになっておりますが、そういうことでまた違った世代の方の組織参加、可能となりますので、さらなる活性化、そして、人材の発掘、育成に結びつくことを期待しているところであります。

また、私どもの地域のサロンでは、県の補助事業などを活用して、子ども会と一緒に行事を夏、冬の年2度、老人と子どもの集いとして行っておりましたが、コロナの収束を願って、改めて再開できるのを楽しみにしております。

このような形を続けることで、地域を支える人材の発掘、育成につながることを期待しているところなんですありますが、村でも職員の行政支援員制度ですか、積極的参加による地域コミュニティへの貢献、これ期待されておられます。また、先頃は玉村地域人材指導者、支援者募集など、こういう新しい試みもされておられますようで、大変期待しております。住民と行政の協働による魅力的な地域づくりといいますか、それを行っていただけるように期待するところでありますが、改めて、地域コミュニティ活性化のための人材の発掘、育成への取組の考え方、根本的なものを伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

コミュニティの発展のためということでございますけれども、従来からある既存の消防団でありましたり、各種団体の方々の精力的な取組、こういったものが人材発掘や育成につながっているというふうに考えております。その組織をまた辞めた後も、多くの方々が村内で活躍されておりますし、まさに総合的に地域コミュニティ発展に貢献いただいているというふうに考えております。

今後におきましても、新たに新しい組織を立ち上げるといったものではなく、そういった組織の活動を支援していくことによりまして、最終的には地域コミュニティの発展に寄与していただくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 今、部長おっしゃられたとおりだと思いますが、ただ、いろんな形で、村、行政が何もしないと、行政は何もしないんだというような村民からの意見が出てくるのが現実であります。地域としても活動している地域はあります。私なんかも大玉村の中を見て羨ましい地域もありますし、私どもの地域でも一生懸命やっているんですが、それでもまだまだ不十分で、やっぱりなるべくしっかりやっているところに近づこうと努力はしているんですが、現実にはなかなかそうはいかない。やっぱり人材の育成、その辺が一番テーマ、課題だと思っております。

大玉村の地域コミュニティをホームページで調べますと、まずコミュニティ・スクール、そして、地域づくりサポート事業、地域おこし協力隊、コミュニティ施設整備事業、村おこし活性化事業と続くんではありますが、改めてそれぞれの事業の地域コミュニティ活性化での位置づけといいますか、取組状況、この考え方、活性化に向けての考え方を伺いたいんです。

特に教育長に初めての議会での伺いというのがありますが、大玉村のコミュニティ・スクールへの取組について、どのような評価をされておられるのか、また、学校と地域のコミュニティの在り方について、どのような考えをお持ちなのか伺わせていただきたいと思います。また、それぞれの、先ほども申し上げました事業の担当に、活性化に向けてどのような事業展開をされておられるのか、改めて伺っていきます。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今現在、子どもたちを取り巻く環境、それから学校が抱える課題等がどんどん複雑化、困難化してきている現状にあります。学校と地域連携、この重要性が大変指摘されているところです。

本村におきましては、いち早く学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールに取り組み、地域とともに歩む学校づくりに努めてきたところです。学校運営や、学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みであり、当事者として子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実し

てきております。

また、地域にとっては、学校が社会的なつながり、地域のよりどころというふうになり、学校を中心としたネットワークが形成されて、それによって生きがいや、自己有用感につながるものというふうに考えております。

今後も地域学校協働活動との連携協働を図りながら、学校や、そこにおける子どもを縁として、地域の大人と教師の関わり、それから、学校と地域社会の協働関係の在り方、これらをよりいいものにしていきたいというふうに考えております。いわゆるスクール・コミュニティの推進に努めてまいりたいというふうに考えているところで

以上です。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今、冒頭のコミュニティ・スクールにつきまして、教育長のほうからご答弁いただきましたので、それ以外について私のほうから申し上げたいと思います。

2つ目にあります地域づくりサポート事業、これにつきまして担当は政策推進課になります。内容としましては、住民と行政が協働する村づくりを推進するため、地域住民による地域課題の解決や、特色を生かした魅力ある地域づくりを行う団体等に助成金を交付するものでございます。例えば、地域の夏祭りの開催でありましたり、地域住民見守り活動への支援などがございます。

3つ目の地域おこし協力隊につきましては、今現在、総合窓口が政策推進課でございます。内容につきましては、村外の人材を積極的に誘致しまして、その定住及び定着を図るとともに、地域力の維持及び強化、並びに地域の活性化を促進するために、地域おこし協力隊を設置するという内容でございます。

4つ目としまして、コミュニティ施設整備事業でございます。これは同じく政策推進課が担当しております。内容としまして、小さくても輝く大いなる田舎大玉村の実現を図るべく、これまで取り組んできた自主的、主体的な地域づくりをさらに促進し、真に誇りと愛着の持てるふるさとを着実に築き上げるために実施する村民主体のふるさとづくり事業等に対しまして、補助金を交付するものでございます。特に地域の集会施設の新築や増改築、備品購入に対しまして補助をさせていただくものでございます。

5つ目の、村おこし活性化事業でございます。これも担当は政策推進課になります。内容としましては、これまで取り組んできた自主的、主体的な地域づくりをさらに促進し、真に誇りと愛着の持てるふるさとを着実に築き上げるために実施する、ふるさとづくり事業に対しまして補助金を交付するというふうな内容でございます。特に今現在実施しておりますのは、玉井2区、3区の太鼓台運行に係る経費等につきまして補助をさせていただいております。

このように地域コミュニティの活性化に自主的に取り組む方々に補助金の支出という形で支援をさせていただく内容となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） それぞれありがとうございました。

教育長からコミュニティ・スクールに対する考え方を伺いました。私この、今回のテーマを取り上げるに当たって、よその自治体は、コミュニティ・スクールをやっていなくても地域の学校を中心にコミュニティの進化を目指しているところが大変多いんです。そういった意味で、少し考えていたんですが、大玉村コミュニティ・スクール、確かにしっかりしてすばらしいことであります。ただ立派過ぎて、逆に一般住民がなかなかそこに入り込めない。専門的な形になっている状況というのも少し否めない。私はそういうふうに感じております。

確かにいいことなんでしょうが、もう少しコミュニティ・スクールの捉え方、もっといろんな形の人に参加できるような、どうしても今は、ある程度専門的知識のある方の集団化になっているような気がしている。私だけかもしれませんが、そういう思いがあります。その辺を考慮いただいて、今、大玉村が取り組んでいる幼・小・中一貫した教育の推進ですか、おおたま学園の環境充実に持って行っていただければありがたいなと思うところであります。

それから、地域づくりサポート事業、これ多方面にわたる事業と私も認識をしております。県のホームページなどを開きますと、大玉村の特性を生かした地域おこしですか、今回の農福連携の事業展開などは、まさにこのことだと思います。地域のコミュニティにしっかり結びつけばいいなと思っております。

それから、地域おこし協力隊、これ私自身の感想なんですありますが、いま一つ、これまでの活動がはっきりしていない。それから、改めてこれまでの活動で、大分長いことやっております。これをどう評価されるのか、伺っておきたいと思います。

それから、コミュニティ施設整備事業、これ大変大玉村は手厚い支援と理解します。これまでもケース・バイ・ケースで、いろんな形がございました。大玉村には北部、東部、西部、それぞれのふれあいセンターがございます。また、地域ごとの集会施設もあります。活用目的は一緒であります。そういう利用目的にもよるんですが、やはりそういった意味で公平性の確保の必要、公平性の担保とまでは言いませんが、そういうのも考慮していかなければならないのかなと思っております。地域の集会所、今それぞれ維持していくのに負担が大変な状況になっております。その辺も少し、今後の施設整備事業の中で考えていただければと思っております。

それから、村おこしの活性化、部長おっしゃられたとおり、人口増、それから産業の振興や観光客の誘致などの取組、これ併せて展開させなければ決して成功はないと私も思っております。今の考え方を十分生かして、今後、取り組んでいただきたいと思います。

部長、そういうことで地域おこし協力隊のことだけで結構ですので、どのように評価されておられるか、正直な話を伺っておきたいのですが。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今、総括でということでございます。過去に教育委員会、さらに産業課と、それぞれ地域おこし協力隊の任命をさせていただいておりました。教育部局におきましては、文化財関係であったり、そういった発掘、そういったことまで含めていろいろとやっていただいたところでございます。かなり教育部局の中では、それぞれ活発に活動をされていたと思いますし、地域の中にも入っていただいたということで、有効な任用であったというふうには理解をしております。

また、産業課におきましては、主に空き家対策、そういったもの、これは将来的にIターン、Uターン、Jターン、そういったものに結びつけるために、今ある地域資源である空き家、そういったものの調査、そういったものを重点的に取り組んでいたと思いますし、今、いろんな形での紹介に結びついているというふうには理解をしております。

あと、今現在、政策推進課のほうで任用させていただいております協力隊の方につきましては、同じように空き家の継承も当然ございました。その後の活動も継承していただきましたし、今、重点的に取り組んでいただいておりますのは、民話茶屋の活性化といいますか、一時、コロナで大分休業等をしておりましたけれども、再開に向けた重点的な取組をやっていただいております。そういった形で、活動としましては、かなり活発な活動をしていただいたというふうには理解をしております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 厳しい指摘で大変申し訳なかったと思っておりますが、ただ現実には、村民の皆さんがもう少し理解できるような、見える形の事業展開であればいいなと思っております。地域おこし協力隊、各地で様々な努力されておられます。新聞のニュースなんかでもいろんな形で聞こえてまいります。大玉村は何をやっているのかな。これまでもいろんな事業をやってまいりました。それぞれは理解するんですが、やはりそういった意味での成果というか、その辺が少し不十分な気がいたします。よろしくをお願いします。

前回の質問でも触れました、村総合振興計画による村づくり、どの項目にも地域コミュニティの活性化は大きな位置づけであります。私自身も、私なりに地域の活性化に努めようと、先ほど触れました馬場桜保存会の活動や、子ども見守り組織、それから老人会、そして、地域のサロンで元気づくりシステムへの参加と、それぞれ違った角度から積極的に活動しておりますが、活性化、これは広がり難しさは非常に感じております。

行政も様々な角度から研究されて、活動しておられるのは理解しております。脱コロナから新しい生活様式となりました。それから、社会状況の不安定からくる難しい社会、現状、コロナで様々なコミュニティが停滞いたしました。コロナがなくても地域コミュニティの活性化は、地域の安心・安全とか、それから、地域の発展、これは不可欠な課題であります。ウィズコロナ、アフターコロナに挑むに当たりまして、改

めてそのあたりをしっかりと認識いただいて、活性化への行政区への取組をしっかりと村民に伝えていただくことを願って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、11番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時43分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 1番斎藤信一君より通告がありました「子育て応援村について」ほか2件の質問を許します。1番。

○1番（斎藤信一） 1番斎藤信一です。

議長の許可を得たので、さきに通告した3件について一般質問を始めたいと思います。よろしくお願いします。

1つ目、子育て応援村について。

本村は、子育て応援村として多岐にわたり子育て支援を行っています。ひとり親や核家族が増加する中、もっと踏み込んだ支援が必要ではないかと考えます。近所付き合いが年々減少している昨今、友人や親戚からお下がりをもらっても、お返しに気を遣うや、サイズや好みが合わなかったり、また、式典などで一度しか着ないのに高額なフォーマルを購入したり、制服や運動着なども成長期には1年でサイズアウトする子どももいます。

子どもの成長は早く、まだ使えるのに着られなくなった服や、役目を終えた絵本などの書物、使わなくなったおもちゃ、自転車などを子育て世代が気兼ねなく再利用できる仕組みがあれば、SDGsやもったいないの取組として一役買ってくれるのではないかと考え、質問します。

小中学校入学やスポーツ少年団など、家計への負担がきついと考える方も増えているが、そういった現状を村はどう捉えているのかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 1番議員さんにお答えいたします。

ご質問のような現状につきまして、具体的に把握はしておりません。現実的には、お下がりや再利用など、無駄のないように各ご家庭で工夫されていることと考えております。なお、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しましては、準要保護児童生徒援助費により支援を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1番。

○1番（斎藤信一） 村内の小学校、中学校に入学するに当たって、必要な資金は幾らぐらいかかるのかお伺いします。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

具体的な費用につきましては、幾らというものは現在のところ把握しておりませんが、参考までに準要保護児童生徒の援助費で、入学用の準備費というものを支給しております。中学校の例で言いますと、その支援費につきましては6万円となっております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 6万円ということなのですが、実際に保護者さんのほうに聞いてみると10万円以上かかる。そして、なお自転車通学などをされる方は、そういうものの購入費とかもさらにそれに上乗せになって、15万円とか、そのぐらいかかってしまうところもあるそうです。その上で、そのほかに部活動の道具の購入など、いろいろ入学に当たって資金が発生してくる。そういう現状のようです。

そこで、村では使わなくなった衣類などの交換会などを開催する考えはあるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1 番議員さんにお答えいたします。

今のところ村が主体となって、衣類等の再利用に関して交換会を開催する予定や、計画などはございませんが、先ほど教育総務課長から答弁あったとおり無駄のないように各ご家庭で工夫されたり、あと、いとかや友達など個人間で譲渡したり、あと参観日の際にPTAが主体となりまして家庭で利用していないものなどを安く提供するバザーを開催したり、あと、また友人同士で立ち上げたグループによりフリーマーケットを開催したりという活動が行われていることにつきましては承知しております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 村では特にそういうことをやる考えとかはないということですが、PTAのバザーだったり、友人同士でやっているような団体などから要請があった場合、そういう活動を村のほうで支援する考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1 番議員さんにお答えいたします。

村内の団体で、コロナ禍以前にふれあい広場においてフリーマーケットを開催した団体がございました。こちらの団体につきましては、年会費用も負担いただくこととはなりますけれども、村の観光協会のほうにご加入いただきまして、村の活性化事業の一環として捉え、開催場所の無償提供や、あと観光協会からの協賛金を支給していたという経緯がございます。

今後も、そうした取組を行う団体等がございました場合には、関係機関とも連携協議しながら支援していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

子ども服でなくても、大人でも関係なく、肌着などの綿でできている衣類とかは、企業とかでウエスとかとしても再利用できます。この考え方が、最初は、古いものとか、そういう抵抗ある人もいるかもしれませんが、広まっていけば、ごみの問題、衣類ごみをかなり少なくすることもできますし、ぜひ村のほうでもそういうことを取り組んでいただきたいと思います。

そして、今おっしゃってもらったように、そういうことを、活動を心がけているような団体がもしあれば、支援をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、社会福祉協議会が運営します放課後児童クラブの内容についてです。

村のホームページでは、おおたま子どもクラブの説明として、下校後の昼間、保護者などが仕事や家庭の事情で児童の生活指導が難しい家庭の小学校児童等を対象に、保護者などに代わって生活指導を行い、様々な楽しい活動を通して児童の健全育成を図ることを目的としていますとうたっていますが、実際はどうか伺っていきます。

大玉村が考える健全育成とは、どういうことなのでしょう、伺います。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 1 番議員さんにお答えいたします。

健全育成というものにつきましては、身体健康増進を図る、心の健康増進を図る、知的な適応能力を高める、社会的適応能力を高める、情緒を豊かにするという5つの目標というものがあります。

村におきましても、子どもの生活全体を安定的に維持し、未来を担う子どもの生活の保全と情緒の安定を図り、一人一人の個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育てることであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 5つの目標、そして、全人格的に健やかに育てるということで、大変素晴らしいことだと思うんですが、他の地域から大玉村に移住した家庭などからは、健康で活発な子どもたちが、狭いスペースで着席が基本、そして、学校で頑張って過ごし、児童クラブに移動してもリフレッシュもできず過ごしている環境にびっくりしてしまったなどなど、そういう意見を何件が聞いております。

様々な楽しい活動を通してとあるんですが、その楽しい活動というのはどんな活動なのでしょう。お聞かせください。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 1 番議員さんにお答えいたします。

おおたま子どもクラブでは、児童クラブの生活を通して、自主性や社会性を養うことを活動目標に掲げまして、年間活動計画に基づいて様々な活動というものを実施しております。日々の遊びの中で子どもが自主的に遊びを選択したり、創造したりして

活動しているということでございます。

具体的には、七夕、クリスマス会、お正月の遊び、節分など、年中行事などを通して楽しむことや、おやつの時間など、子どもたちの生活に合わせた集団活動というものをを行っている活動ということになります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 年中行事とおっしゃいましたが、そうそう毎日とかではないと思われます。そして、大半の時間、テレビ、アニメ鑑賞をして、そして、内容としてはとにかく静かに過ごさなくてはならないという意見を多数聞いております。

おやつも、前の質問でもしましたが、おやつ、これはまた別なのかな、おやつのにきに私語などがあると30分以上正座させられて、静かになるまで待たされると、連帯責任なんでしょうけれども、ちょっと度が過ぎているのかなと考えますが、その辺どうなのか、事実なのかお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 1 番議員さんに再度お答えいたします。

そういった具体的なものにつきましては、直接把握はしてございません。ただ、先日まで、今現在もそうですが、コロナ禍であるということで、子どもたちになるべく接触の機会少なく、そして、おやつときには黙食という、学校の給食と同じスタンスでありますことから、子どもたちに静かにするように指導しているといったことかというふうに存じております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 細かい部分は把握していないということですが、これ結構問題なのかなという、その業務を委託している側として、知りませんでは通用しないのかなと思うんですが、その辺どう考えるかお聞かせください。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 1 番議員さんにお答えいたします。

今、1 番議員さんがおっしゃったような事実は、報告は受けております。ただ、その報告の内容をいろいろ聞いて、子どもさんのほう、なかなか再三再四、言うことを聞かなかったとか、あとはその指導員のほうにも多少問題があったのかなということも踏まえて、両者呼んでいろいろ事情を聴いてというような形での、かつて報告は受けております。現在はそういうことはないというふうに考えておりますし、今、コロナ禍の中で、あまり大声を出したり、そういうようなことで、多少子どもさんには規制がちょっとあるのかなという気はしますけれども、徐々に教室あたりも2分割をして、ある程度広々とした空間の中で、健全な育成というような形で、社会福祉協議会では進めております。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） コロナ禍の中で制限を受けた活動というのは当然出てくるとは思う

んですが、4月の説明会とき、コロナ禍なので、あと職員の数も少ないので、外遊びをさせていませんとの話があったそうです。それは今もその状態が続いているのか。

そして、月々6,000円ぐらいかかるそうですが、前も言ったかもしれないんですけども、宿題、当然子どもたちそこでやるようになるんです。そして、宿題は一切見ませんという回答をもらったんですが、ほかの児童クラブを見ていると、教える云々になってくると、先生の教え方と違うからという逃げ道なんだか何だか分からないですけども、不具合が生じるというのは理解しました。ただ、その答えに関して、合っているか、間違っているかくらいは教えられるのかなと考えます。何件かの話なんですが、ただ宿題のプリントでも何でも、升を埋めればいいという感覚の子どもたちが結構出てきちゃっていて、親も家で仕事から帰ってきて、宿題のプリントを見たら、何だこれという内容になっている。これ最初に言った、保護者などに代わって生活指導を行い、様々な、その文言には到底合致しないのかなと考えます。

実際、預かりに通わせるんだったら、塾があるんですけども、5,000円ぐらいで遊んだり、全教科見てもらったりという場所があるみたいで、だから預かりに通わせるんだったら、そっちのほうが子どもたちにとっても有意義だという親も出てきている状況です。そういう状況に関して、どういうふうに考えますか。伺います。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 再度、お答えいたします。

日課表を見ますと、大体学校から帰ってくるのが2時、3時頃になるかと思います。その後に自由遊びであるとか、集団遊び、そういうことをやりながら、宿題の時間は、宿題をする時間については30分から1時間程度設けております。

ただ、1年生から6年生までの幅広い学年の中で、一生懸命やる6年生の子どもと、1年生、遊び盛りの子どもと一緒に宿題をやるというのはなかなか厳しい状況にある。そういった中で、ビデオ鑑賞の時間であったり、あるいは交代交代で、当時、現在も、体育館の小さいやつです、その中でそれぞれ運動靴を履いて遊ぶというようなこともしてございます。

あと、指導員のほうですけども、なかなか宿題の回答とか、宿題の教え方、そういうことは放課後児童クラブの業務内容には、現在、入れておりません。今後、指導員の研修とか、あるいはほかの放課後児童クラブ等の事例を参考にしながら、その辺については、今後、対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1番。

○1番（斎藤信一） 宿題のほうなんですけど、ぜひ柔軟に考えていただいて、学校のほうでも、一部なのかもしれないですけども、回答を子どもたちに持たせているところもあるみたいです。自分で丸をつけなさいと。結局、そういうのが巡り巡ってそういうところに来ているのかななんて考えますが、考えることは大切だと思うんです。やっぱり子どもも大人も考えて、いい方向に向かうようにしていかないと駄目だなと思います。

次なんです、今もおっしゃいましたが、1年生から6年生までたくさんいる中でという話出ましたが、子どもたちの人数に対して定員の設定というんですか、配置とか、それは適切なのかお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 1番議員さんにお答えいたします。

子どもクラブにつきましては、国の放課後児童健全育成事業の基準、1クラブ40人以内ということに基づきまして、現在定員160名として、小学校1年生から6年生までを対象として運営しております。

現在、1年生から6年生まで247名の登録というものがございます。

なお、近年の国の方針によりまして、全学年を対象として常時利用する通常利用と、一時的な希望に対応する短期利用、夏休み等、学校の長期休業の利用の3つの形態で事業を実施しており、保護者の要望に応じて申込みを受け付けておりますので、夏休み期間中などは定員を超える利用となる日もありますが、活動内容や、活動場所を空けることによりまして、待機者を出すことがないように柔軟な対応を図っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1番。

○1番（斎藤信一） 定員をやや超えるときもあるということなんです、それが原因で元気いっぱいの活動ができないでいるとしたら、それはもう問題なので、直ちに改善していただかないと駄目なのかなと考えますが、答弁を求めます。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 現在の常時利用が大体150名弱、130から150ぐらいの間で推移しております。そういった中で、各クラスに職員を2名ずつ張りつけ、なおかつ総括で見る職員というような形で、現在のところは充足しているというふうに考えております。

○議長（菊地利勝） 1番。

○1番（斎藤信一） 現在は、国の基準には合っているということで、了解しました。その基準、基準とはありますけれども、それで、当然コロナ禍でもっと人は欲しいと思うんです。そういうところに、子どもにやっぱりしわ寄せを与えてはいけないと考えますので、ぜひ柔軟に、そして、早急にそういうところは対応していただきたいと思えます。

さっきの職員云々の話も出ましたが、職員に対してどんな指導をされているのか。聞く話によれば、新任の職員に対してとにかく厳しくするよう指導しているとか、これは実際退所した人の話なんですけれども、お寺の修行のようで、子どもが通いたくないと言ったので退所させた。こういう話も出ているそうです。これは事実なのか、お伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 副村長。

○副村長（武田正男） 登校拒否といいますが、行きたくないというような子どもさんが

いたということは聞いております。ただ、その指導の仕方等について、そんなに問題があったのかどうか、その辺も含めて原因を調査しました結果、若干、同じ口調で言っても受け取り方によってはダメージを受ける子どもさんもいらっしゃるということなので、その辺の言葉遣いについては十分注意するよう、私のほうから厳重注意を申し上げました。

そのほか、職員については定期的な研修であるとか、そういうことを踏まえていますし、社会福祉協議会全体で、月1回定例会議を開いております。そういった中で、介護も含めて、あるいは保育所も含めて、やっぱり大事なお子さん、あるいは高齢者の方々を預かるというような形なので、細心の注意と、そういうものを持って対応していただきたいということは、私のほうからも常々申し上げております。

そういった申し上げたあれが、過度に伝わってそういうふうになったおそれはないとは言えませんが、その辺につきましても、今後いろんな形で、まず放課後児童クラブについては、放課後の時間、保護者の方にお返しするまで、まず安心して、安全に子どもさんを預かるというのが放課後児童クラブの使命でございます。そういった中で、健全育成にどれだけ寄与できるかというような形で進めております。

そういった形で、研修等を含めまして、職員一同改めて放課後児童クラブの在り方、どういうがいいのか、再度、見詰め直して、いい方向に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

やっぱり子どもたち、さっき厳しくどうたらという話ししましたが、だからといって甘やかせばいいとか、そういうことで言っているわけでは決してないです。そこはご理解いただきたいと思います。

子どもたちがストレスをため込む場所でなく、一人一人の生活状況を把握しながら、子どもたち同士の関係にも配慮して、子どもの意見を尊重し、支援していくことが必要なのかなと考えます。

いい話はいろいろホームページだったり、村長のお話とかでも聞くんですが、今みたいな内容が多々あって、保護者さんとか、職場というんですか、そういうお母さんたちとか集まるようなところでは、ある意味大玉村は有名になっているなという、ちょっといい話じゃないですけども。表面上取り繕うばかりじゃなく、やっぱりきちんとやるには、中身もしっかりしていけないと駄目なのかなと思っています。見解を伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 1 番議員さんにお答えいたします。

大玉村は子育て支援、本当にしっかりとやっていると、それを評価していただいて子どもの数が増えている、いろんな結果として表れております。それぞれ広範囲にわたりますので、いろいろと当然、お子様もいろいろですし、指導する方もいろいろです。これはしっかりとそのような批判を受けないように対応していくということ

は当然のことでございますが、逆に言うと、そういう声を聞かせていただければ、それに対して対応ができていくということですから、気づいたことは日常にお知らせいただければ、子育て支援をしっかりとすることもできるだろうというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ありがとうございます。

ぜひやっぱりそうやって、全部聞いていても、全部が全部できるわけじゃないと思います。当然、本当に少数なこともあるかもしれないですし、そこは柔軟に、そして、的確に改善していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問になります。

大山幼稚園の園庭について。

前も質問したんですが、3 年保育の実施に伴い、園舎が増築され、ただでさえ狭い園庭がさらに狭くなっています。そして、年少児のバス通園もいまだできなく、保護者による送迎の園児も多いです。同じ場所を連続して通るため、芝生が、当然強い芝生ですが、剥げてきています。数年前までは芝生の上ではだしで相撲を取ったり、スプリンクラーの散水の中駆け回って遊ぶことができていました。今後もコロナ禍で分散しての活動が主流になる中、園庭の早急な拡張が必要と考えます。具体的な計画を立てているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

議員さんからもありましたとおり、令和 2 年の 9 月定例会でも同様の質問にお答えをさせていただきました。大山幼稚園の園庭拡張につきましては、当面実施しない方向で考えておりまして、既存敷地への遊具再設置のみ実施させていただきました。その考え方につきましては、現時点も変わってはおりません。

幼稚園児の活動に当たりましては、玉井幼稚園と同様に、必要に応じ隣接する小学校の校庭を利用するなど、工夫を図りながら保育活動を実施しております。また、休み時間など、小学生と一緒に遊ぶ姿も見受けられるなど、幼小の交流にもつながっておるものと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 前回も小学校の校庭を使えるから問題ないとの答弁をもらいましたが、実際、お金がかかるからできない。大金がかかるからという答弁も前回もらったと思うんですが、将来を担う子どもたちの環境整備において、金がかかるからといって検討もしませんというのはどうなのかなと、理解に苦しむのですが、答弁をお願いします。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 1 番議員さんに再度お答えいたします。

おっしゃるように計画する面積等に対して工事費が多くかかるということにつきま

しては、以前も答弁させていただきましたとおり実態ではあります。ただそれだけをもってやらないというような状況ではなくて、あくまでも今後の園児の児童の状況とか、あとは周りの環境もこれから変化してくるものと想定されます。そういった状況を勘案しながら、当面は実施しないと考えておりますが、場合によっては検討していくというようなことも考えられますので、そういったことをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 今、私の息子の学年で1クラス50人近くいます。当然、手狭だと思うので、そういう検討を今後もしていただきたい。

そして、以前にも質問したことなんですけれども、バス通園、結局兄弟が年少組にいれば必然的に送迎するようになります。そういうのでバスの利用者自体があまり多くないのかなという。当然、止める場所も違うので、歩く場所も変わってくるのかなと。そのバス通園はなぜまだできていないのか、お伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 1 番議員さんにお答えいたします。

コロナの臨時交付金を活用しまして2台は増台させていただきました。これにつきましては、あくまでもコロナの感染防止対策による増台ということで、目的がはっきりしております。今後、コロナの感染状況がどのような形で終焉するのか、こういった状況を見定めながら、3歳児の利用につきましては、その後に利用が可能となるよう引き続き検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ぜひ1日でも早くそういう日が来ることを思っています。

次の質問に入ります。大山小学校のプールについてです。

プールの周りにはフェンスしかなくて、丸見えの状態です。プール周囲に住宅も増え、子どもたちが安心して活動するには好ましい環境とは言えません。また、近隣住民も洗濯などでベランダなどに気軽に出入れない等の問題も発生してくると思います。施設自体も竣工から30年以上経過し、老朽化も懸念されています。今後、児童のプール使用が安心して、そして円滑に行えるように大規模な改修計画が必要だと考え、質問いたします。

施設の調査を行い、改修の計画を立てているのか伺います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 1 番議員さんにお答えをいたします。

大山小学校のプールにつきましては、昭和63年に現在の場所に設置しまして、先ほど議員さんおっしゃったように34年目となっております。この間、必要な修繕など行いながら、園児、児童の利用を進めてきました。引き続き必要な修繕を行いながら、安全に利用できる環境整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

現在、具体的な改修の計画は持っておりません。ご質問のとおり周囲の環境も大きく変化してきております。また、年数もたっておりますので、老朽化による改善の必要性、あるいは、例えば村民プールなど、他の施設との関連性、あるいは村全体の財政状況を考えた計画的な実施など、様々課題がありますので、それらに対して十分に検討を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 1 番議員さんに併せて答弁をさせていただきたいと思います。

現在、各公共施設の老朽化が進む中におきまして、本年度においては村内の各公共施設の改修等を含めました整備計画をまず取りまとめを行います。その上で、概算経費を算出しまして、全体的な財政計画を策定する予定であります。この財政計画の策定の目的は、同一年度に複数の大型予算が集中することを防ぐものでありまして、今後、10 年程度の公共施設管理経費の平準化を図っていく、そういった計画になります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） さっき村民プールとおっしゃられましたが、村民プール自体も地震で被害を受けて使用ができなくなったりと、同様に老朽化している。今、おっしゃってもらった、今年、各公共施設の計画を策定するということで、計画的にそういう老朽化している施設を改修していったほうがいいです。

今日も、昨日もですけども、自分の娘、今日はプール入れるかなとか、今日は入れなかったと、本当に毎日言うんです。それだけ子どもたちはその時間を楽しみにしています。やっぱり 1 分でも 1 秒でも長くそういう活動をしたんだろうなと思って見ているんですが、バスで村民プールのほうに移動するという時間だってもったいないのかなと私は考えます。ぜひそういう計画をしっかりと立ててもらって、子どもたちの活動に支障が来さないように進めていっていただきたいです。

そして、さっき言った丸見えの状態というんですか、目隠し対策に関しては、本当にお金云々の話じゃないのかななんて思っております。しっかりしたものを当然設置するとなれば、すごくお金がかかるかもしれないんですけども、例えばですが、農業用の遮光カーテンというんですか、しっかりしたものがあると思います。台風など使用しないときは開けておけば、風の影響もそんなに受けないのかなという。本当にお金をかけないでそういうことだってできますので、そういうことをやる試みはあるか。もう今シーズンのプール始まります。今シーズンにそれ間に合うのか。やってくるのか、伺いたします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 教育委員会に代わって答弁をさせていただきます。

公共施設の中でも、特に安全を考慮する必要のある施設、それがやはり教育施設と

いう位置づけになろうかと思います。こういった施設に簡易的なものを設置を仮にした場合、これ安全上問題が発生する場合がありますし、構造物を設置する場合につきましては、建築確認申請が伴うというものもございます。したがって、より安全な対策が必要になってまいりますので、ご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） それは予算がつくまでというか、しばらくやるつもりはないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 当然、教育委員会サイドにおきましても、早急に実施をしたいという考えは恐らく持っているのかなというふうには思っております。私、先ほど申し上げましたとおり、構造物としての設備を設置する場合につきましては、これは安全上の確認が必要になってまいります。これはきちっとした設計を組んで、建築確認申請が必要になるというふうな、私としては認識をしております。電柱1本建てるにしても、恒久的に建てるものについては、これ建築確認申請という行為が必要になってまいります。これは特に安全上の確認を県のほうが認証するということになりますので、今すぐ対応できるかといいますと、なかなかその辺は難しいのではないかと思います。今すぐ対応できるかといいますと、なかなかその辺は難しいのではないかと思います。今すぐ対応できるかといいますと、なかなかその辺は難しいのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） ほかの行政ではやっているところもあるみたいです。当然、大切なことだと思います。簡易的なものだったり、安全性というものは重視しなくちゃならないと思います。そこは一番のネックなのかもしれないですけども、であれば関係機関にそういう問合せをして、できる理由を考えていってもらいたいのですが、その辺に対しての答弁を求めます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 1 番議員さんにお答えをいたします。

今、多分、他の自治体とか、そういったところの例があるというふうに1 番議員さんおっしゃったとは思いますが。そういった例、私、大変申し訳ありません。教育関係の施設について、そういった例というのは調べた経過はございませんので、担当である教育部局のほうで他市町村の例をちょっと調べていただきまして、そういった対応が可能かどうかは検討させていただきたいと思います。

先ほど議員さんのほうからお話ありました、可能な例ということでございますけれども、逆に抜け道を探すということは、県のほうからかなりお叱りを受ける事案が、私、以前経験ございますので、こういった例で他の市町村がやっているか、そういった実施の経過について調査をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 1 番。

○1 番（斎藤信一） 丁寧な答弁ありがとうございます。

やっぱり何回も言いますが、子どもたちが安心・安全に活動できる場所をつくっていくのが私たち大人だと思っています。それを継続していく、そしていいものにしていくということも私たちがやっていくことだと思うので、それぞれやっぱり責任持ってやっていかなくちゃならないことだと考えています。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、1 番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後2時25分といたします。

（午後2時12分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後2時25分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 3 番菊地厚徳君より通告がありました「農業委員会の役割とは何か」ほか1 件の質問を許します。3 番。

○3 番（菊地厚徳） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして発言させていただきます。

今日は私、1 日目、自分の体調管理のなさぬところで非常にご迷惑をおかけいたしました、こういう公の場に出るということで、本当に私自身も非常に大変な思いで、大丈夫だということを調べてまいりました。

それでは質問させていただきます。

今回の農業委員会の役割とは何かということなんですけれども、これを私、一番最初に農業委員会というのを言葉として思い浮かべたのは、今こういう形で日本は、会社もそうですけれども、あちこちのリゾート、それから商店街の重要な部分を外資に買われるというところがございます、そういう状況で、じゃ、一体農業、今ウクライナのこともありまして、食料が戦略物資としていろいろ考えられておりますけれども、その、農業委員会の役割として、商業地やそういう会社は外資の資本によってどんどん買われていくんですけれども、話を伺いましたら、農地というのはそれぞれの地方自治体がそれぞれの考え方で、これは農地適格法人という言葉を使うんだそうですけれども、農地を保有する法人としてその資格があるということで、半分以上が農業経験者で占められるという、そういうことになるそうですけれども、それについて考えますと、農業委員会というのがあれば、日本の農業というのはどのくらい力として、地域として守られていくのか、どういった存在なのかということをはっきりと、自分自身もそうですけれども、明らかにしたいと思ひまして、ここで農業委員会の役割とは何かということで質問させていただくように考えました。

それで、もう一つ、この農業委員会ということを取り上げたときに、ちょうど福島県、5 月の新聞なんですけれども、裏磐梯にあります東急不動産のホテルが売却されるというような、このコロナ禍でお客様が減ったということが原因だと言うんですけ

れども、それをしっかり調べますと、やはり、外資がそこに関わっていると、そういうようなことが多々起こっております。

それでは、じゃ、農地だったら何か一つ考え方としてもそうですけれども、きちんとした対応の仕方があるのではないかと、そしてうちも農業振興公社というのがこの4月から始まりましたので、そのことと結びつけると果たしてどんなことができるのかということで、私、今回の問いを立てさせていただきました。

それでは、質問の趣旨のところを読ませていただきます。

農地の集約化と人の確保、育成、農地保全による荒廃防止などを目指す人・農地法が5月20日の参議院本会議で可決成立した。市町村は、地域農業の将来の在り方について協議の場を設け、目標地図を含めた地域計画、人・農地プランを策定することになったということで、農業委員会は農業を担う者ごとに利用する農地などを定めた目標地図の素案づくりを担うことになるということなんですが、このことについて。

これは、農業新聞の5月27日の記事から転載させていただいたんですけれども、このことについての農業法人、人・農地関連法が成立ということで、5月27日の新聞で出ているんですけれども、これは、去年の2021年12月に政府のほうで、これは、規制改革推進会議というところがあるそうですけれども、そちらで12月22日の会合で、じゃ、今年の6月をめどに方針として皆さんが納得していただけるような、地域の農業者が納得していただくような方向で考えますというところの、こちらが案ということになるようであります。これは5月27日の農業新聞ということで、電子版にも出ておりますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

今、この農業委員会の、地域計画の策定後、その策定に向けて農業委員会が農地所有者など、農地バンクということがここでうたわれておりまして、その貸付けを農業委員会が働きかけるということで、たまたまこれ、今6月になりましたけれども、話を伺っているところで、5月31日に全国農業委員会の会長大会というのが東京で開催されて、その中でやはりいろいろな、今ここに話をされました内容をいろいろ決められているんですけれども、その内容というのは、農地バンクはどういうような扱いかということがずっと前面にあるんですけれども、そのことについてはあまり触れられなかったと。ちょっと質問の内容について農業委員会のほうにご相談にいきましたら、農地バンクというのはあまり表立って、言葉としてあまり出てこなかったということなんですけれども、実際には、農地バンクに土地を移譲しまして、農地バンクが整理整頓したところを今言った農地所有の適格法人に貸し付けるとか、そういうような状況になっていくということなんですけれども。

すみません、1番の質問にさせていただきたいと思います。

農業委員会の役割ということで、その辺のところを具体的に伺いたいと思います。

所有者の特定できない農地は中間管理機構というのを通すそうですけれども、担い手農家に貸し付けることが今できるということなんですけれども、村内の遊休農地の面積、それから所有者の特定できない遊休農地の面積を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 3番議員さんにお答えいたします。

令和3年8月31日から9月10日までの期間に実施しました農地利用状況調査の結果、遊休農地は約69.8ヘクタールございました。このうち所有者の特定できない遊休農地は約93アールございました。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） 今、遊休農地で所有者が特定できないのが69.8ヘクタールと、それから所有者が分からないということで93アール。10アールが1反であり、1町歩に欠ける、1ヘクタールに欠けるということでしょうか。あまり、所有者が特定できないというのはそれほど多くはないということですが、遊休農地というのはあれでしょうか、今数字を答えていただいたんですけれども、どういう状態で。例えば木が生えているとか、いろいろそういうもので。どんな状態のものを例えば遊休農地というふうな考え方でいらっしゃるのでしょうか。よろしければ。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 3番議員さんにお答えいたします。

調査時点で、要は耕作していない農地。当然、草刈り程度行えば農地に戻すことができるものから、木の生えた、山林化している農地までを含めて遊休農地と言っております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ということは、木の生えたところ、すぐ使えるわけではありませんので、じゃ、貸し付ける、何をするといったときには、きちんとその状況を見て、見計らった後やるということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

では、2番目にちょっと質問させていただきますけれども、本村では、自然災害への対策や子育て支援の充実などの政策によって、15歳未満の子どもの割合が14.7%、これは新聞紙上で確認いたしましたけれども、県内で1位ということで、農地の住宅地への転用も増えているということで、どのような条件で転用されるのか、それから、現在大規模な造成計画はあるのかということでお答えいただければ。

よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 3番議員さんにお答えいたします。

農地から宅地に転用する場合は、農振農用地であるか否かを確認しまして、農地区分に応じた許可基準に照らし、農業委員会総会の議決により許可をしておるところでございます。その許可基準としましては、公共施設周辺や水管、下水道管が埋設されている区域は第3種農地であり、転用を許可してございます。また、市街化が見込まれる農地は第2種農地でありまして、原則として許可できませんが、公共施設、近距

離農地であるなど、条件が整えば許可をしているところでございます。

さらに、良好な営農条件を備えている農地は第1種農地でございますが、原則として転用できませんが、集落に接続しているなど、立地基準により許可を判断してございます。

なお、現在3,000平米を超える大規模な造成計画につきましては承知してございません。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

その1種の転用用地というのは、集落に近く、接続してはいけないという理由は何ですか。例えばちょっと離れたところとか。それは利用しやすいという、基本的にしているわけでしょうか。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

今ほど農業委員会事務局長申し上げました許可基準の中で、第1種農地、良好な営農条件を備えているというところでございますけれども、例えば、水田が連担する中にぽつんと住宅を建てたい、あるいは工場を建てたい、そういったことになりますと、農地の連担性、さらには周囲に及ぼす影響、そういったものを考慮しながら、本村でありましたら例えば田んぼ通りの真ん中の何も無いところにぽつんと転用する、そういったことは第1種農地上、これは認められないというふうな許可基準になるわけでございます。したがって、第1種農地の場合は、集落に接続して徐々にその宅地化が進んでいく、そういったものに限って許可をするという考え方でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） ありがとうございます。

今転用で、徐々に宅地化という、そういう流れを見越してのことということで、はい、分かりました。

それでは次に3番目の質問をさせていただきます。

これは、農地バンクということで、それについては具体的に、農業委員会の会長の大会では触れられることはあまりなかったということなんですけれども、メインで、ここで人・農地関連法ということでは、その農地バンクについてきっちりとうたわれておりまして、例えば農地の転用について借地が20年から40年に延びるとか、それからいろいろ、今おっしゃってくれた、遊休農地を使いやすく例えばする場合には、その部分についての区画整理やそういうものも一般の農業者と同じように公の資金でできると、整理できるということなんですけれども、今、人・農地法では、地域計画の策定後、その達成に向けて農業委員会が農地所有者などに農地バンクへの貸付けを積極的に働きかけるということになっているそうなんですけれども、本村では農業振興公社を設立して農地の集積などを農地バンクの事業内容と重なる部分が非常にあ

と思うんですけれども、その辺のところ、もし認識してこういうことだということ
でございましたら話を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） 3番議員さんにお答えいたします。

農地の賃借による集積の促進でございますが、農地中間管理機構いわゆる農地バン
クを通じての実証軸として考えてございます。

農業振興公社には、この過程での相談、情報収集、調整等について大きな役割を期
待しているところでございます。

農業委員会としましては、農地集積や遊休農地に関する情報の共有、新規就農者へ
のサポート等について農業振興公社並びに産業課と連携を強化し、行ってまいりたい
というふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3番。

○3番（菊地厚徳） 今お話いただいた中で、確固として私受け止められるのは、新規就
農者、それについてのことについてはしっかりとバックアップしていきたいという農
業振興公社のお話だったんですけれども、確かに、土地のことについてはバンクです
ので、使いやすくなって、あと地域で、農業の話で、真ん中ぽつんではなくて、その
地域を集約してまとめたときに、その全体の8割の人が賛成すれば農地バンクがそれ
を貸し付ける権限を与えられると、そういうような内容のことも掲載されていたと思
うんですけれども。

やっぱり農業者が、今皆さん懸念されているのは、外資が大きな力で農業の、農業
の今、所有のその法人を、株式を半分以上買うような状況にあれば、どんなものをつ
くるかとか、どのような輸出をするとか、そういった生産についてもいろいろな
意見が出せるということになっていくわけなんですけれども、その辺が皆さんの大き
な懸念であると考えられておりますので。

ぜひとも農業委員会は、人を育てると、そういうところで、農業振興公社ですね、
育てるということでおっしゃってくださいましたので、人を育てるということは、会
社の、農業の場合でしたら、農業をする法人の社員という考え方かもしれませんけれ
ども、基本的に地域に、私、何度も話をさせていただいておりますけれども、家族農
業を定着させて、地域に経済を循環させるというのは法人で大きくやりまして、経営
者のほうですね、投資家と言われる方々がそれについて投資をして運営を行っていく
ということではなくて、本当に地域に根差した、そういった農業ということをぜひと
も、その人材育成というところで考えていただければありがたいと存じます。

それでは、2番目の質問をさせていただきたいと思います。

マスクの着用は子どもたちにどう影響したかということで、私、これについては、
小さな子どもがいるわけではないんですけれども、このきっかけは、去年の夏に子ど
もが自転車通勤してございまして、夏場だったんですけれども、帰りがけ、信号機の

ところで待っておりますと、マスクをして、はあはあと言っているものですから、何でもマスクなんかしているんだという話だったんですけれども、何でしょうか、マスクを、私もそうなんですけれども、本当に外せないんですね。外せないように、誰かと、私のように声をかける者もおりますので、そういうことからマスクをしているということなのかもしれませんけれども。

最近の新聞の通達では、国のほうから、体育の授業はマスクを外すようにということも書かれておりまして、なるほど、そういうところではやっぱりきちんとした形で、現場でやれと言ってもなかなかそれが現場の人たちの責任でやるというのは、私もそうですけれども、ここで立っておしゃべりするというのは、私の責任といえれば私の責任なのですが、私の責任だけでは済まない、そういう思いがありまして、現場の方々も今回、そういう形で国のほうで、体育の授業はマスクを外せと、そういうような形もあるのかもしれませんが、ふだんはおっしゃっているんだと思いますけれども、なかなかそれが伝わらないというふうに、掲載の中では書かれておりましたけれども。

それでは、こちら、質問の内容、読み進めさせていただきます。

2020年11月12日のNHKテレビ、新しい生活様式としてのマスクの着用による影響についての放送がありました。マスクの着用は顔が見えないことが不便だけでなく、子どもたちの脳の発達にも影響があるかもしれないということの内容の番組だったそうですけれども、私はこれ、ネットのほうで調べさせていただきまして、その記事のポイントは、顔や表情を学ぶ赤ちゃんの脳ということで、マスクで顔が見えないことへの懸念、そして相手の気持ちを考える4歳から10歳の脳ということなんですけれども、マスクがコミュニケーションの壁になっていることなんです。それと、顔を見合える近しい大人が積極的に表情を見せようということで、それを解決方法ということにしているのかもしれませんが。

それでは、この放送から1年半ほど経過したということで、政府はコロナの感染拡大が落ち着いてきていると判断しているようですが、保育所や幼稚園、小中学校の現場では対策と対応に大変な時間が費やされ、先生方や関係者の方々の努力が続けられてまいりました。本当に大変なことだったと思います。言葉では言い表せません。子どもたちは、なかなか言うことも聞いてくれないと思うんですけれども、その対策ということで、コロナ感染の拡大から3年も経ちました。その経過した今、直接子どもたちと接してきたその関係者の方々の率直な意見をお伺いして、いろいろ、先ほどの斎藤議員の場合もいろいろ話を伺っていて、私もいろいろ思うところもありましたけれども、ぜひとも今後のこれからの対応ということで1、2、3と3つの質問を立てさせていただきましたので、よろしくお願いします。

1 番目です。

マスクの着用は子どもたちの脳の発達に影響があると懸念されているが、現場ではどのように対応していたかということでお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 3 番議員さんにお答えします。

まず、文部科学省が作成しました衛生管理マニュアルというものがございまして、基本的にはそれに従って常時マスクを着用することが望ましいというふうにされております。ただ、今議員のお話にもあったように、登下校時とか、これから夏に向けて暑い、熱中症の心配がされるような状況、あるいは体育の授業や部活動、そういった際には、児童生徒本人が息苦しいと感じるような状況のときにはマスクを外すように指導しております。

それぞれの活動の対応ですとか、児童生徒の様子を踏まえての対応ということですので、どうしても現場で臨機応援に対応していくということが必要になるかと思えます。そういった基本でもって感染防止対策に努めているところであります。

ご指摘のマスク着用による子どもの脳の発達の影響ということにつきましては、様々研究がされているところではありますけれども、いずれの結果を導いている研究もありまして、一方では低下しているという結果を出しているものもあれば、日本国内でも毎年行っております全国の学力学習状況調査の結果の比較などでは特に心配されるような変化は見られないというようなことも伝えられております。そういった状況で、現時点でその科学的根拠に基づく対応というのがはっきりとしていないという状況にあります。ですので、今現在は文部科学省あるいは県からの通知に基づいて感染防止対策に努めているというような現状になります。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚德） ありがとうございます。

これは新聞記事なんですけれども、ちょうどこれも5月31日の新聞になります。ここで、今先生がお答えくださったような内容について、これは保育士さんのアンケート、複数回答ということであつたんですけれども、子どもたちの対応ということで、これはご覧になっている方々もいらっしゃると思うんですけれども、表情が乏しいというのが46%、子どもたちの反応ですね。それから発音に問題を感じているというのが20%、それから人見知りしなくなった、これはどういうことなのかというと、人見知りするというのは、子どもたちにとって一つ、成長の証だというふうに言われているようなんですけれども、そういう結果があると。今いろいろそういうところで学術的には定まっていないというお話を伺いましたけれども、現実的に先生も学校の現場や何かで小学生ということではなくて、小さなお子様ということなんですけれども、どうなのでしょう。その学術的な知見ということではないんですけれども、何かそういうところで、ご自分でご覧になって何か、これはと思われることございませうでしょうか。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 3 番議員さんにお答えいたします。

議員おっしゃったように、現場のほうからもそういったことが心配されるというような声は確かに来ております。ただ、感染防止の対策との両立ということを考えてい

ったときに、幼稚園、保育所、学校で教員ができることは対応してまいりますけれども、併せて先ほど議員おっしゃった中にも、顔を見せ合える近しい大人が関わってもらうことでその解消につながるんじゃないかというようなことが言われておりまして、それは全くそのとおりだと思っております。特にお願いしたいのは、保護者の方、あるいは家族の方が今まで以上に表情を豊かにして、小さな子どもに接していただくということで、その部分を補っていく、学校、幼稚園と家庭とがそういったところ、両方で力を合わせて子どもたちの成長に少しでも影響が出ないように努めてまいればというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚德） ありがとうございます。

今、先生が言ったお話で表情豊かにということなんですけれども、ちょうどこの新聞の一番入りの入りが、おばあちゃんが1歳8か月の子どもに声をかけたら何かげんな顔をされた。農作業していて、マスクしていなかったもんですから、それで、ああ、誰だろうという、マスクを取った状況を自分で認識、だから子どもが、相当長い間、それがお隣に住んでいるそうなんですけれども、本当にそういう意味で、小さな子どもたちがあつという間に、3年経ちましたけれども、1歳8か月ということは、もうコロナの真っ最中に生まれて、今があるということだと思えるんですけれども、こういう事態から話を書いているということは、あまり珍しいことではないんでしょうか。

例えば、どうなのでしょう。今、先生に対応の仕方としては表情を豊かにということだったんですけれども、例えば、今、保育士さんもそうですけれども、1人について何人かという対応になったり、それから家の仕事の忙しいところで、家庭の事情によってなかなかその大人の入り込む余地がない。これは、いろいろ面白いこともあるんですけれども、昔の子どもたちは田んぼのあぜ道に籠に入れられてほっておかれて、そのままトンボでも何でも見ながら育ったというんですけれども、全然支障はないんですけれども、商店街の忙しいおかあさんのところが2階の上に置いておいたらなかなかしゃべらないと言うんですね。

なるほどそういう状況というのは、やっぱり大人が近くても忙しくて、本当に寝るときとおっぱいやるときぐらいしかなかなか難しいという状況にあると思うんですけれども、本当に、この3番目の質問にもなるんですけれども、どういう対応ということですか、ここで話もさせていただきましたけれども、今後のマスクが外せるという状況が私のところでもなかなか想像しにくいところでもありますけれども、マスクが外れたときにはどのような対応、今のところではございますでしょうか。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 3 番議員さんにお答えいたします。

マスクが外せるようになった後の対応ということでありますけれども、今現在、いつになったらというのはちょっと読めませんけれども、今現在、既に子どもたちもマ

スク生活に慣れてしまっておりますので、最初に議員さんおっしゃったように、逆に今度はマスクが外せないというような状況になる子どもも出てくることも予想しております。特に、年齢が上がってくるにつれて、なかなか自分の表情を他人に見られたくないというふうに思う児童生徒も出てくるというふうに予想しております。そういった状況にできるだけならないようにするために、感染の状況が落ち着いてきた段階では屋外での活動ですとか、様々な場面でマスクを外すという経験を少しずつさせながら、距離を保って会話する経験をさせたりということもしながら、マスクが外せないというふうになるのをできるだけ防ぎたいなというふうに思っております。

ただ、逆に言うと、マスクを絶対外しなさいというふうに一律に求めるということもまた配慮が必要かなと思っておりますので、個別に対応していきたいというふうに考えています。既にコロナ以前からも場合によっては常にマスクをつけている子どもさんというのもおりましたので、コロナの状況が落ち着いて、以前の状況に戻ったとしてもある程度一定数はマスクをつけたいという子どもさん多いと思いますので、それについては個別に対応して、無理やり外させるということは避けたいなというふうに思っております。

あと併せて、今現在はマスク着用せざるを得ない状況ではありますが、これが外せるような状況になったときには、議員先ほど心配されていたような、表情が読み取れなかったということで、成長に懸念があるということなんです。それを少しでも補えるような取組というのは考えていく必要があるなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（菊地利勝） 3 番。

○3 番（菊地厚德） ありがとうございます。

本当に三つ子の魂じゃないですけども、本当に残念に思うときもあるんですが、自分が自分であるということを子どもはいっぱいいに手足を広げて表現すると思うんですね。遠くにあるものも触れないものも触りたいですし、そういうことだと思わなければならないんですけども、本当に我々もそうですけれども、自分自身を、何でしようか、いっぱい表現する根っこになると思います。本当にそういうところでは子どもたちのこの3年間の時間ですけれども、どういう形でも取り戻すというよりは、これはもうコロナ世代という形で、ひとくくりにするということではないですけども、本当に世代を超えたようなところで同じような付き合いではない、大人も関わる、ちょっと世代の違うコミュニティ・スクールがそうですけれども、そんな形でやっていくしかないのかなと、私も感じております。

それでは、今回私は、テーマといたしましては、いつも環境と教育という形で考えているんですけども、でも、農業というのは本当に、先ほどの田んぼのあぜにほっておかれた子どもじゃないですけども、ほっておいても子どもがいろいろなものを学べるという環境だと思うんです。ぜひともそういう意味では、この農業が企業ではなくて、家族ぐるみの地域の文化として栄えて続いてほしいというのが私の

本当に心からの願いです。自分自身もそうですけれども、原発事故を経験しましたが、ぜひともそういう形でお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

発言を終わります。以上です。

すみません、質問は、今、頂戴いたしましたので、質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地利勝） 以上で、3番菊地厚德君の一般質問を打ち切ります。

5番松本昇君より通告がありました「山ろく交流センターの管理・運営等について」の質問を許します。5番。

○5番（松本 昇） 5番松本昇です。議長の許可を得ましたので、さきに通告してあります1件についてこれより一般質問を行います。

まず、2月21日、全員協議会の前に、議員全員で山ろく交流センターを見学させてもらいました。その後、村民の方々からいろいろ言われました。議員は何をやっているんだとか、それから交流センターの材料ですか、これが古いとか、いろいろ村民からお叱りの言葉を受けましたので、これは議員は何もしないではいけないということで今回の質問になりました。そして、まず、何と言っても坪単価が高いとか、あと普通の住宅よりも賃金が高いんじゃないかと、そういうことなので、今回の質問になったわけでございます。

それでは、山ろく交流センターの管理・運営等について伺います。

まず、この交流センター施設の設置運営規約の内容について伺います。

設置運営規約は整備されたのか。もし整備されたとすれば、その規約を示す考えはないのか伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えいたします。

山ろく交流センターにつきましては、地元の地縁団体が事業主体となりまして、村からの補助金の交付を受け、地縁団体が設置したものでございます。したがって、設置運営規約等につきましては、地縁団体が整備するものでありますが、整備されていることは確認をしております。

また、議会へ示す考えにつきましては地縁団体が判断するものでありますので、村が代わりに示すことは想定しているものではございません。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 今、総務部長、これは地縁団体があれしているから、村では示すあれないと答弁いただきましたが、私の考えとしては、これは村の交付金、2,000万出しているわけですよ。そうしますと、4月号のおたま広報の人口を見ますと、人口が8,736名なんですよね。これを2,000万で割ると、1人当たり2,289円、2,290円。うちでは俺とおっかあと息子夫婦、あと孫2人います。6人家族でこの2,290円掛けると1万3,740円を山ろく交流センターに払っているというか、税金納めていると同じね。大玉の村民も1人当たりそういう

ふうにして納めているんですよ。そういうことから、やっぱりこれ、地元からは一銭も負担もないわけですから、これ村民に、議会にも報告、そして、村民にも知らせる義務があると思うんですが、村長の考えはいかがですか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 5番議員さんにお答えいたします。

補助金というのは、集会所にも出ますし、各産業、畜産、農業関係等々補助金がたくさん出ておりますので、この金額を村民で割ってということの計算、これ、当然の場合でも全部予算は出ていくわけですので、この必要性という、歴史的経過については何度もお話をさせていただきましたので、それに代わる施設として新たに建築をするということで始めさせていただいた事業でございますので、それについてはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） そうすると、議会にも示すあれはないということによろしいんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 村のふれあいセンター、東部とか北部のふれあいセンターの場合には、当然これは村で設置した規定したものですので、当然にこれは示すべきものでございますが、例えばそれ以外の施設、いろんな施設がございしますが、それについて補助を出したもので、その団体主体が村と違いますので、村が一方的にそれを出すと、これ、隠すという意味ではありませんよ、誤解のないようお願いしたいんですが。村が他団体のものを村の意志で示しますよということは、公的には言えないというだけのことで、それを隠すために出しませんとかというレベルの話ではないということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 私は、その隠すとかという質問はした覚えはないんですが、村長の答弁は、その隠すとかいう意味はどういう意味なんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） これについては、質問がございましたので、それを出さないと。じゃ、何で出さないんだと、隠す気なのかというふうに思われるのは心外ですので、そうではないですよということを申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、2番の管理運営は、地縁団体の代表者が最高責任者になるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

山ろく交流センターにつきましては、地縁団体玉井9区婦人ホームが所有をしてお

ります。地縁団体の台帳上、玉井9区婦人ホームの代表者は会長となっております。
したがって、地縁団体の会長が最高責任者となることはおっしゃるとおりだとい
うふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） ありがとうございます。

その地縁団体の代表者の任期ですか、任期は何年あるんでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 地縁団体の登録上、届出上の問題になるかと思いま
すが、基本的に任期は1年、ただし再任は妨げないというふうな内容になっておりま
す。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） ありがとうございます。

任期は1年、再任は妨げない。これは、どこでも同じかなと思います。

それで、③の施設の利用できる対象者について伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

山ろく交流センターにつきましては、大玉村議会に対しまして、平成31年2月に
陳情書が提出され、同年3月議会におきまして、当該陳情書が採択されたことから、
事業が始まったところでございます。

その陳情書は、当時の大玉7区から10区までの区長さんの連名で提出されており、
行政区を超えた広域的利用したいので、村での建設をお願いしたいという内容であり
ました。したがって村としましては、大玉7区から10区で行います区の行事等
で使用させていただきたいこと、また大玉7区から10区までの交通安全協会などの
公共的団体の会議等にも使わせていただきたいこと、さらに、村や村関係団体が会
議や研修でも使わせていただきたいことを地縁団体をお願いをしましてまいりました。

これを踏まえ、地縁団体では、地縁団体会員とその家族のほか、上記の者、先ほど
申し上げました方々が利用できるための規約を作成したというふうには伺っておりま
す。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） 今の答弁ですと、玉井7区から10区までのあれは大丈夫だと。今
言った交通安全教室とか、それ。そのほかの例えば行政区とか、もし利用したいとい
うような声があれば、そういう規約というか、そういうあれはあるんでしょうか。幾
らかかるとか、そういう。もし分かれば教えてください。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

4 番の質問に移られたということによろしいでしょうか。

4 番につきましては、使用料の減免措置を伺うということで、利用料含めたものになるかと思います。

山ろく交流センターにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、議会に対して陳情が出されて、陳情につきまして採択をしたことから始まった事業というのは申し上げました。さらに、その陳情の内容につきましても、大玉 7 区から 10 区までの区長さんの連名というのも先ほども申し上げさせていただきました。

したがって、これら 7 区から 10 区までの区の行事等で使用させていただく場合、7 区から 10 区までのその交通安全協会などの公共的団体の会議、さらに村でありましたり、村関係団体が会議とか研修で使う場合、そういった場合につきましては、地縁団体をお願いをしまして使用料の減免をしていただくというふうに依頼をしているところでございます。

これを踏まえまして、地縁団体におきましては、今お話しした団体等が使用する場合は使用料の減免、全額減免をする規約を作成しているというふうには確認をしております。ただし利用料につきましては、それぞれ地縁団体のほうで有料、無料の判断をなされるというふうに私たちは理解しておりますので、その額や対応については詳細把握をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 詳細に把握していない、最後の答弁なんですけど、やはりこれ、村あたりはそこらは、規約というか、そういうあれがあると思うのね。そういうのはやっぱり地縁団体から催促でもして、もらっておいて、そういうことはやっぱり把握するべきじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 先ほど村長のほうからも答弁をさせていただきましたけど、例えば集会所の補助に関しましても、今回、10 の 10 ではございましたけれども、1,000 万を超える補助、これは国の外郭団体からの補助を受けての支出も伴ったものもございました。これらの全ての集会所を含めた施設に関しましての詳細な規約というものは、なかなか把握できないというところもございます。それぞれ独自性を持った対応をそれぞれの団体にさせていただくということもございますので、今現在そういった対応はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） そういう事情ならしやうがないと思います。

それで、（2）の施設に寄附等された物品について伺いたいと思います。

備品や備品以外にどのような物品が寄附、寄贈されたのかについて伺います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5 番議員さんにお答えをいたします。

山ろく交流センター、再三申し上げておりますけれども、これは地縁団体が所有し、管理を行っているというのはご理解をいただいているかと思います。したがいまして、その物品等の寄附、寄贈につきましては、あくまでも地縁団体が受けたものでございまして、村のほうでは詳細を把握していないのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） これではあと質問しようがないんだけど。

②のそれらはどなたから寄附、寄贈、これも聞かれないわけだね。そうすると。分からないのね。だからそこを、やっぱり規約とか地縁団体からいろいろそういうなのを取り寄せておくべきではないかと思うんですが、もう一度確認したいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5 番議員さんにお答えをいたします。

まず、この山ろく交流センターに限らず、各地区に地域の集会所がございます。改善センターという施設もございますけれども、それらにつきましては、ほぼ全ての施設に対しまして大玉村からの何らかの補助金が支出をされております。これらに関しましては、あくまでも地区の、そういった施設の管理主体というのは地元の団体の皆様方でございます。これらについて村が全てにおいてチェックをするということは当然できることではございませんし、何らかの意見を申し上げるということも当然できないところでございます。したがいまして、全ての施設の管理について、村が集約するということは大変厳しいものがあるかと思っておりますので、今後そういった予定は今現在持っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） そういうあれなんでは、これ、3 番もあれなのかなと思うんですが、質問事項に入らないのかなと思います。

しょうがないですから、（3）番の施設の火災、災害保険について伺いたいと思います。

保険の内容と掛金、受託者を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5 番議員さんにお答えをいたします。

今までも答弁をさせていただきましたけれども、あくまでも山ろく交流センターというものは地縁団体が所有して管理を行っておりますし、今後もそういった形の管理がなされるところでございます。したがいまして、施設設置者であります地縁団体が、当該施設の契約者となります。また、保険の加入、これは火災保険等の加入については、加入したというふうには確認をしておりますけれども、詳細の内容については私のほうでは確認はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 保険に入った、その受託者がね、それも把握していないんですか。

村長に伺います。村長、今の総務部長の答弁で正しいんですか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度申し上げます。今まで部長が申しあげましたように、この建物の管理運営は地縁団体が全て責任を持って行っているということです。そこに、保険に入ったということは承知しておりますが、それについて内容、どういうものかということ役場がとやかく言うというか、述べる内容ではなくて、あくまでもこれは地縁団体の責任で対応していただくということという部長の答弁、そのとおりだというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 今、総務部長も村長も地縁団体だからというような答弁ですが、私もこれ、質問するからには、地元の聞き取り調査やっているんですよ、はっきり言って。それに対して、いろいろ教えてもらった経過もあります。保険、あるいは共済組合というふうに聞いております。共済金額が1, 418万という話も聞いております。そこらは把握していますか。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 先ほど言いましたように、これはあくまでも地縁団体が掛けることです。それについて議会で、こういうことですよという、述べる立場にはありませんが、補助金も出しておりますので、その辺については今後、足りないのであれば、いろいろそういう事例もあるようですので、片方に入って、不足分はこっちから入るとかという、いろいろ方法があるようですので、もしそういうことであれば、指導とかこうしなさいということは村ではできることではありませんので、相談に乗ったりアドバイス程度はできるんじゃないかというふうに、支障のないように、お手伝いすることはできるんじゃないかと思っております。現時点ではそういう状況だと思います。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 村から2, 000万、あと、宝くじ助成金ですか、そこから1, 500万、合計3, 500万、あそこに、議会でそれ議決しているわけですよね。そして、2月21日ですか、そのときに、説明資料の中で、建築工事費が3, 216万という説明でした。その後、いろいろ聞き取り調査をしたら、また別な何かのあれで3, 150万という報告があったそうなんです。その3, 216万から3, 150万引くと、66万の差があるのね。これは、議員には3, 216万というあれがあったんですが、3, 150万というのは何かのあれで、誰とは言いません、そういう聞き取り調査の結果、判明したんですが、それはどっちが正しいのかお示してください。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

三千何がしという数字が出ておりますが、これは取壊しも入ります、当然、産業廃棄物になりますので。それから整地関係、それから建築確認とか。それから今回の場合、全部丸抱えということね、周辺の工事。それからあと、車椅子の対応とか、登記まで全て丸々でやっていますので、その三千何がしの数字が全部本体の建築費のほうにいつているわけではございませんので、その辺はお伝えはしておきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 5番議員さんにお答えいたします。

今ほどの補助金額の差額でございますが、その3, 216万ですか。

（発言する声あり）

○政策推進課長（鈴木真一） 最終的に3, 216万円が正しい数字でございまして、3, 150万、差額66万につきましては、下屋の設置工事を後からやっております、その分の建築費が66万ということで、最終的には3, 216万円が正しい数字でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） そうすると、本当は3, 150万だね。そして下屋とかなんこになっていて3, 216万ということですね。分かりました。

だとすると、どう考えても、坪単価からいったって高いんですよ、これね。3, 216万から、さっき言った、後でさっき言った保険の掛金1, 400万と言いましたよね。それが分からない、確認していないと言うけれども、確認してもらって、これ、いいと思いますよ。地縁団体にちゃんと、その契約した日にちは分かるんですか。それも分からないんですか。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

通常であれば、工事が終わって業者から発注元に引渡しが行われる日、その直近の日をもちまして契約を締結することになるかと思っておりますので、2月10日が引渡しとなされた日のようですので、その直近の日をもって契約というふうになっているかとは思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5番。

○5番（松本 昇） これ、さっきも言いましたが、1, 816万も、保険というのは、建物に対して見合った保険掛かると思うのね。だから3, 216万、それに近い金額が災害保険に該当する、何ぼか差はあると思うのね。その差額、今言った1, 816万の差額というのは、どうして。これ、共済組合に確認してもらっていいですよ。俺、聞いたんですから。1, 400万ということで。ここがちょっと俺、不思議なんですよ。あまりにもこれ、金額の差があって、この金はどこに行ったんだと。疑わざるを得ないですよ、俺としては。そこら、答弁できる。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度申し上げます。

どういう基準でその数字が出たのか、私も分かりませんが、先ほど言っているように、建築本体は、保険に対応する建物というのは、先ほど言ったようにいろいろ差引かれます。取壊しをやったり、設計料もあります。二百数十万とかかかっていると思います。それからあと、登記の関係とか、それからあと、常識的には普通の場合は保険の対象にならない、建物全部になるわけじゃなくて、外れるものもあるというふうには自分の経験で聞いておりますので。それから地震保険とか、そういうものも含めて、その金額がどういうふうにして出たのかと。

ただ問題は、それが事実だとすれば、再建築するための保険というものはやはり、何というんですかね、もう一度見直しをしていただいて、そういう保険に入れるところがあれば、また探すということも当然あると思います。ただ、その辺よく分かりませんので、その辺は地縁団体のほうとちょっと聞いて、アドバイスをして、再建築ができるような保険がないと困るだろうというふうに考えます。

ただ、高いか安いかというのは、地縁団体のほうに助成を出して、それなりのきちっとした見積りをいただいて、建築をしていますので、一概にそれを高いというふうに決めつけることはできませんので、それについてはご理解をいただきたいと思います。保険については、なお聞き取りをして、また改めて何か事故があったり、災害があったりした場合は困りますので、その辺は少し対応させていただきます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） 今村長も言った、何か事故があったとか災害あったとか、それを俺らは心配しているのね。それ一番心配ですよ。3, 216 万もあれかかっている、そして1, 400 万の保険料、火災保険、損害保険、それしかね。そうすると、もし災害に遭ったときに、このがなでまだ再建できるのかというのが一番心配ですよ。だからこれ、くどく質問するんですけれども。こんなこと言っているんだか悪いんだか知らないけれども、俺は、会社の運営資金に回ったんだべとか、あとは、何か聞いたかな、いろいろ情報入っています、聞き取り調査した中で。梶ホームさんだからこれはこれでできたんだというような話も聞いております。ですから、これはちょっとまだあれなんです、まあ、ここらにしておきます。

思ったような質問ができないんですが、これくらいにしておいて。

それで、最後のですね、これ、保険金の受取人は地縁団体の代表者になるのか伺います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えをいたします。

再三申し上げているんですが、三千幾らというものには、保険に該当しないもののがかなり入っていると。取壊しとか、先ほど言いました、詳しく言いました。そういうものを除くと、二千数百万になるのかな、二千万ちょっと、2, 700 万。ですから、本体工事はね。だから保険に該当するのは建て替えですから、その建て替えたときの

金額しか入れないです。だから今回の事業総額、取壊しした金額とか登記やったり設計したりというものは入りませんので、そのものの本体の分しか保険というのはありませんから、どうしても三千何百万かかったのにこれしかないのというお話がありましたが、それは違うと。本当、建物本体部分だけの保険というのが火災保険とか災害保険の対象だということです、それだけのご理解をいただきたいと思います。

あと、今の質問については部長のほうから答弁させます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5 番議員さんにお答えをいたします。

先ほども一部答弁させていただきましたが、改めてお答え申し上げますと、保険金の受け取りについては加入者ということになりますので、当然、地縁団体が加入すれば、その地縁団体の代表者が請求をし、団体のほうに保険金が入り下りということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 5 番。

○5 番（松本 昇） ありがとうございます。

これで私の質問は終わりますが、明日もこれ、4 番議員さんが関連した質問があるようなので、質問に対して、明日よく聞いていますが、答弁不足などがあればまた 9 月定例会の議会で質問するかもしれません。

私も地元山ろく交流センター、南小屋住民との聞き取り調査をしておりますので、今後は議会でも議員の皆さんと勉強会をしたいと思いますが、そのときには議員の皆さんにも協力をいただきながら、この問題に対してすっきりしたあれにしたいと思いますので、そのときにはよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（菊地利勝） 以上で、5 番松本昇君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため、暫時休議いたします。再開は午後 3 時 5 5 分といたします。

（午後 3 時 3 7 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午後 3 時 5 5 分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） ここで議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認め、会議時間を延長することにいたします。

7 番鈴木康広君より通告がありました「今からアフターコロナに向けた地域情報の発信手段の整備を」ほか 2 件の質問を許します。7 番。

○7 番（鈴木康広） 7 番鈴木康広です。

議長の許可をいただきましたので、「今からアフターコロナに向けた地域情報の発

信手段の整備を」ほか2件の質問を行います。

今まで同僚議員のほうの質問にもあったように、コロナがもうアフターコロナが少しでも見えつつあるというか、それが期待される状況に変化しつつあります。それによって経済の活性、これを進めるためのいろいろな報道等がテレビで最近になって放送されると、こういう状況。これはワクチン接種や感染予防対策の住民の協力による結果ではないか。コロナ終息への大きな期待、これが少しずつ現実になりつつあるのではないかと考えています。

規制緩和による経済の好循環を目指した取組が求められつつある転換期に今は立っていると。現代は情報が非常に大切だと。昨今のウクライナの侵攻についても、情報を制したことによって大きく世界に情報発信をすることで、その悲惨さ、戦争がいかにやってはいけないかということが世界中の人に伝わって、それが平和への皆さんの願いになっているのではないかと考えています。

大玉村は、以前から教育、子育て支援、もしくは要するに住民のほうの村内への誘致についてほかにない新しいものを先立ってやっていた先進的な村であります。ぜひ大玉村のよさを発信する手段を早期に整備して経済の回復に弾みをつけるような対策を今、お願いしたいと思ってこの質問をします。

1、県・村で実施し、または実施予定の飲食店、宿泊施設並びに小売り業者への支援事業についてその時期や規模はどうなっているか伺います。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 7番議員さんにお答えをいたします。

飲食店、宿泊施設、小売り業者への支援というご質問でございますけれども、まず、県の事業といたしましては、宿泊割引、県民割プラスが現在行われているところでありまして、一旦の終期が6月末に設定されているようではありますが、本日の新聞報道等を見ますと、現在、広域ブロックで行われている県民割プラス、これが来月前半から全国に拡大されるというふうな方針がなされているところでございます。また、県におきましては、オールふくしま食べて応援キャンペーンが8月まで実施をされているところでございます。

村の事業といたしましては、現在行っておりますが、日帰り温泉施設の利用促進事業、これにつきましては、日帰り温泉の入浴料の一部補助、また、村内施設の宿泊施設の利用促進ということで、宿泊された方に村の商業振興協同組合のほうの商品券を交付する、こういった事業も行っております、それぞれ当面の間であります、当面の現在の終期を一応12月というふうにはしてございますが、状況によってさらにこちらも見直しをしていきたいということでございます。

それで、予算額につきましては、日帰り温泉施設につきましては183万6,000円、宿泊施設の利用促進事業につきましては150万円を確保しているところでございます。

7月からの事業といたしまして、前にも実施をいたしましたが、飲食店等応援前払利用券の発行支援事業ということで実施をいたします。これは予定といたしまして、

7月から12月を設定してございます。飲食店、それから製造菓子店、肉、鮮魚販売店、これらの応援券を販売、利用していただくということで、1,000円の前売り券で1,300円として利用できるというふうな内容でございます。

また、6月から始めましたが、マイナンバーカードの普及と、それから村内の小売業の振興、これを販売促進の目的といたしまして、マイナンバーカード普及販売促進を行っているところでありまして、こちらにつきましては6月から10月1日までというふうに設定をしてございますが、予算の上限に達すればその時点で終了というふうに考えてございまして、こちらにつきましては、補助金額につきましては400万ほどの額を見越しているところでございます。

また、このほかに、制度資金関係といたしまして、利子補給あるいは保証料の補助、こういったものも行っているところであります。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） 詳細な説明ありがとうございます。

直接的な飲食店もしくは営業店舗への支援のほかにも、広範な事業継続のための対策がされている、大変ありがたいと思っています。

今、景気を回すための範囲というものが村内、県内というふうな内側のものから少しずつ外へ、県外とかもしくはインバウンドまで今後増えていくのかなと思います。

アフターコロナのときに、行ってみたい地域、親しみをもち応援したい地域となる、これが一番大切ではないかと。豊かな自然と伝統的な文化など、大玉のよさを発信することが必要と考えています。十分な発信がされていると言えるかお伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 現在、村が取り組んでおります施策でございますけれども、県内外におきまして、イベントの参加、あるいは物販、そういったものに参加をしております。一時期、コロナの影響によってこれらのイベント、そういったものが全く開催されないというふうな時期もございましたが、徐々に回復しつつございますので、こういった部分については積極的にこれらに参加をいたしまして、その場で観光マップ、村の観光マップですとか、それからふるさと納税のパンフレット、そういったものを配布して、大玉村の豊かな自然、また、文化を継続的に発信してまいりたいというふうに考えてございます。

また、村ホームページのほか、現在、地域おこし協力隊、あるいは村観光協会のSNS、いわゆるソーシャル・ネットワーク・サービスでありますけれども、これらを通じて定期的に情報を発信しているところでありまして、引き続き大玉村の魅力を発信してまいるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） 村ホームページをはじめ、観光協会のSNSなども含めて発信がなされている、これは私も存じています。あと、当然イベントの参加については、控え

て、実際できなかったんですが、以前については東京などで直売所のほうの方も含めて多くの参加によって大玉を知ってもらう機会を得ていたということは存じていますが、この時期にこれからの需要を呼び込むためには、少しでも早い情報の発信、もしくは今までと違うメディア、違う方法の情報の発信が必要だと思って、実は今回質問をいたしました。

村飲食店などの集客のためには、各店舗のニーズに沿った情報をいち早く発信することが必要ではないでしょうか。以前に、活動実績がある村内グループなどが各店舗から費用の負担を求めて継続的な情報発信をするようなことが、もし村内にあれば、村とかそのほか観光協会にしても、公が関わっているところだと、どうしても公平性、透明性とか、なかなか内容について即時というのが難しい部分もあるのかなと。やはり、本来であれば、地域にそういうところがあって、そこが積極的に情報発信すれば一番なのかなと考えて、今回のほうの提言をしております。

ただ、活動を開始をする場合には、当然、さっき言ったホームページとかソーシャルメディア、SNSなどの開設には、ある程度一定の金額が必要と思いますので、その費用を助成することは検討できるかお伺いします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 7番議員さんにお答えをいたします。

現在の情報発信、村のホームページにおきましては、大玉村うまいもの情報ということで店舗情報あるいは飲食店の応援等を掲載をしているところでありますが、これから集客を向上させるに当たりまして、ホームページというのは閲覧者が詳細な情報をいつでも取得することができるという点で極めて有効な手段であるというふうに考えておきまして、村のホームページにおきましても、引き続きこういった情報の発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、現在の情報発信、先ほど申し上げましたように、SNS等によるもの、そういったものも多様化しておりますので、飲食店の皆さん、あるいは村内のグループ、そういった方々が共同で情報発信をするための取組を行うというふうなものにつきましては、村として何ができるのか、支援策についても検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 7番。

○7番（鈴木康広） 前向きな答弁ありがとうございます。

実際に大玉村に来た人がこんないいところがあったよという写真をそのページ上に載せたりとか、こういうのがあったよという形で最終的には来てもらう方も参加できるようなSNS、大玉の発信拠点ができれば大変素晴らしいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして2点目。コロナから本来の学びの場を取り戻す質問事項に移りたいと思います。

コロナ感染予防のため、人と人とがお互いに学び合うことが難しい環境にあると私

は考えています。教育には人と人との密接なつながりが必要であり、一刻も早い規制解除と豊かな学びの場を取り戻せることを求めています。

コロナ以前は、学校給食時には机を寄せ合い、向かい合って食事をしていたんですが、現在は必要な感染予防対策のためにどのようなになっているか、また、以前の方法にはどのような教育効果が期待されるか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 7 番議員さんにお答えいたします。

現在、文部科学省の衛生管理マニュアルに基づきまして、手洗い消毒はもちろんですが、机を向かい合わせにせず、全員一方向を向き、黙って食事を取る黙食を実践しております。

議員さんご質問のとおり、コロナ禍以前につきましては、机を向かい合わせにし、会話をしながら楽しい給食時間を過ごしていました。好きなものや嫌いなもの、食事に関わる様々な出来事について会話をし、子どもたちの大切な交流の場でもあり、それぞれの考えや意見を知る場でもありました。それに伴い、仲間意識が芽生え、帰属意識が高まるなど、人間関係を豊かにする教育的効果が期待されていたものと考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

そのような教育の機会というのが今失われている、一時的なものであるとなっているんですが、大変残念に思っております。

また、部活動での練習や大会参加、そのときの応援方法でやっぱり感染予防という面で、規制があるか、またはそれによって生徒間の一体感などの醸成などには支障はないか伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 7 番議員さんにお答えいたします。

現在、感染状況のレベルに合わせまして感染対策を取りながら、部活動の練習や大会等の参加を実施しております。感染対策の内容は、各競技団体や文化技術団体によって出されているガイドによって違いもありますが、基本的には練習や試合の前後は手指消毒、マスク着用を推奨しており、活動中はマスクを外して実施しております。応援につきましては、大声を出さないで拍手をしたり、密にならないよう入場者を制限したりする競技もあります。中には応援者にも体調管理シートの提出を求める競技もあります。それらを踏まえて練習や大会に参加しているところでございます。

生徒間の一体感の醸成につきましては、大きな声を出さない、円陣を組まないなどの制限を設けている競技団体もあり、以前のようなことはできませんが、勝利を目指しチームが一丸となって取り組むのはコロナ以前と変わりません。一つの目標に向かって努力することで一体感が育まれるということで、一体感の醸成について、特に支障はないというように考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

規制、もしくはできないことあったとしても、実際に大会に参加して、そのために子どもたちが力を合わせるということ自体が一体感の醸成につながるというのであれば、当然これは、当然だと思いますので、できることをその場でやっていくという教育がなされているということについて感謝いたします。

では3番に移ります。

これからの大玉村の教育の方針を伺いたい。教育長のほうに伺いたいのですが、大玉の一つの大きなすばらしいところは当然、教育でございます。大玉コミュニティ・スクールや、スポーツクラブ、十二神楽や田植え踊りなどの伝統芸能の継承、これ学校で行っている部分もありますけれども、もともと大玉に残る伝統芸能でございます。

学校教育と生涯学習、並びにその連携など多岐にわたる事業が行われております。

これからの大玉の教育について、教育長の方針を伺いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 7 番議員さんにお答えをいたします。

これまで本村では、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動、そしてそれらの仕組みを生かしながら伝統芸能の継承、あるいは地域型のスポーツクラブなど、様々な事業に取り組んで定着が図られてきているところだというふうに思っております。今後につきましては、これまで築いてきたこれらの仕組みや取組を成熟させる段階かなというふうに考えております。子どもたちや村民の皆様がより主体的に取り組むことができるよう、それぞれの取組に工夫を加えながら、様々な今後の社会の変化にも対応しつつ、最終的には豊かな人間性や社会性を持った人づくり、大玉村を担っていく人材の育成に引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 7 番。

○7 番（鈴木康広） ありがとうございます。

やはり主体性というものに移っていくと。大玉の村民自体が自らそういう形に参加して、その内容を高めていく、その時期になれば、なおすばらしい大玉村ができるのかなと、今の教育長の話を聞いて期待しております。

大玉の子どもたち、もしくは生涯学習に関わる大玉の全ての形のものについて、よりよい形をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、7 番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

10 番須藤軍蔵君より通告がありました「農用地、森林の機能向上について」ほか1 件の質問を許します。10 番。

○10 番（須藤軍蔵） 10 番須藤軍蔵です。議長の許可を下に通告いたしております2 件について質問をいたします。

今日最後ということで、大変お疲れのところだと思いますが、明快、積極的な答弁をまず最初に求めておきます。

農用地、森林の機能を発揮されるためにについてであります。

先月２２日、生涯学習課の行事の一つとして、県の水環境の教育アドバイザー、佐々木さんという方のお話がありまして、「きれいな水と豊かな森、大玉村から学ぶ」という題したお話がありまして、名倉山からの山頂から眼下に広がる水の入った田んぼを見て素晴らしいと、感嘆したという話でありまして、そういうことから、一体この水はどこから来ているんだろうということで、３つの水源をずっと歩ったということで、映像をもってそれらも含めながらお話がございました。数々のお褒めをいただいたところでありますが、果たして大玉村は本当にそういうお褒めをいただくほどの意識をもった取組がなされているのかどうかということを非常に考えたところであります。

しかしながら、村民の全体のこの飲み水を湧き水だけで賄っているというのは、なかなか福島県広しといえども大玉村がかななんて思ったりもして。二本松市なんかは福島から１回もらって、あそこの安達町の上のほうに。そしてそこから持ってきていると。そういうことを考えれば、あるいはまた本宮市などは、阿武隈川がね、これ、あれしてあげるというようなことすれば、大玉村は大した自治体だなというふう思うわけでありまして、すごい財産であります。治山治水と併せて大きな今これからの、そうしたところに携わる者としての、これをもっともっと長くもっていくのには、今そうした皆さんの責務であろうという観点から、今回の質問に相なったところでありますので、よろしくお願いします。

農用地についてであります。

これまでも農業委員会では、耕作困難地が進む中で、利活用状況について、それぞれの段階に色分けをして、そして調査をしてきたと。もうかなりの年数たつと思うのですが、大玉村の国土利用計画では、この東部、西部あるいは中央、そういう４段階に分けた国土利用計画がなされているわけでありましたが、様々な、これまでも荒廃地の解消のための取組、様々なやってきたところでありますけれども、今後一層そういう耕作放棄の状況というのは進んでいかざるを得ない状況下にあるということも事実であります。

山林につながるところの荒廃というのはなおさらでありまして、そういう耕作放棄解消取り組んだその後の状況、さらには国・県の動向を踏まえて、大玉村として、そういう、特に中央、あるいは東部などというのは一定の目的がはっきりしているわけでありまして、西部のとか、というようなそういうところに対しての具体的な位置づけというものが新たにされているのかどうか、この色分けの段階の区分の、その内容も含めて、これらの状況について、今どう取り組まれているか、まず最初にお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（神野藤浩和） １０番議員さんにお答えいたします。

まず、令和3年度からになります、草刈り等を行うことで直ちに耕作が可能となる1号遊休農地、この1号遊休農地が緑区分と黄色区分の2つに分かれます。そして2号遊休農地、そして最後に山林化ということで、4つの区分で判断をしております。

令和3年4月1日には、農林水産省経営局農地政策課長通知が発出されまして、農地調査の結果、再生利用が困難な農地、いわゆる山林化した農地と判断された場合には、農業委員会は地目変更登記の有無にかかわらず農地台帳から除外することができるとされております。また、その後の手続により、法務局において職権による地目の変更登記が可能となるという状況でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 困難というのは、4の回答のことということですね。

それでは森林について伺います。①②としてこのふくしま森林再生事業、今年の実業内容、あるいは②広葉樹林の再生事業、これ、今年の実業の目標、概要について、併せてまず最初にお伺いいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

1点目のふくしま森林再生事業でございますけれども、今年度につきましては、調査と森林整備、この両方を行う計画でございまして、同意取得と年度別実施計画を20ヘクタール、森林整備を15ヘクタールを予定しているところでございます。

また、広葉樹林再生事業についてでございますけれども、今年は調査のみを行う計画でございまして、内容といたしましては、山林所有者の同意取得と年度別実施計画、広さ約13ヘクタール程度の事業を実施を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 大まかに今年度の①②関係の実業はそうしたことの取組をするんだというお話でありました。

大玉村の森林は、何ととっても3,000ヘクタールに及ぶ国有林、それから県民の森周辺の90ヘクタール、うちはそのうちオートキャンプ場で40ヘクタールぐらいあるんですけれども。そのほかいわゆる村有林、財産区あるいは民地も含めると、二百何ヘクタールですか、おおよそ、あるわけですね。2,000ですね、土地利用計画の資料の中ではそのようにうたっております。基本的にはそんなに変化はないのかなと。

そういう中であって、一部、俺げの山あるというんだけれども、どこにあるか実際分からないんだという方も実は相当な面積持っていらっしゃるという、つまりそれだけ山になかなか、今までの価値観が見いだせない、こうした状況でありましたからやむを得ないわけではありますが、そういう状況になっております。

今、急激な木材の高騰という中で、九州のほうでは急に山泥棒がはやったなんて話も聞いて、行ってみたら山の木がなくなっていたとかと。つまり、わけいにどこにあ

ったかも知れないという状況で、行ってみたらないというような。そういう、いろんな急変があるわけでありますが。

こうした中で、大玉村では今言ったようなそうした山を持っているわけなんですね、広大な。特に玉井財産区で植林をしたところに看板があるわけです。私、そこに行ってみてきました。その看板が、一部紹介しますと、「玉井財産区は将来国産木材が住宅、産業資材として需要が高まることを信じるとともに、次世代の人々に思いをはせ、ここに植林を行った。平成27、28年。ヒノキ4,400本。」こういうふうに書いた看板があるんですね。これ、次世代に思いをはせなんて、これ、泣かせるような話でね、非常に感銘を受けました。

それで、大玉村は本当にやっているのかというところからの質問であります、特に村長にいろいろと聞きたいんですが、この広大な国有林や県民の森、これ持っているのもやっぱり大玉村の特徴だと思うんですね。富岡にもかなり国有林あると思うんですけども、大玉村ほどはないのかなと。そういう意味で、国有林とそれから県民の土地、そして民有林、村の財産区もあるいは公有林も含めて、長久保辺りも含めて、それだけの面積があるということでもありますから、やはり、そうしたところと連携をしながら森林の在り方を展望するということは、この年次計画をもって植林するあるいは育林をするというようなことは大事なことだと思うんですね。

村長は最近、なかなか声高らかにスマートインターも近い将来には視野に入ってきたんだというようなお話もありますが、それもこれもこの中通り地方で、山を持っている、別なほうの地域で、じゃ、これだけのところの地域でどこかでそういうところでそれほどあるんですかと言ったら、正直言ってなかなか困難だ。それだけ、ここは恵まれた地域にいるということで、非常に感謝をしなければならない地域だと思うんですね。

そのインターも、その周辺も潤しているのは、やっぱりこの上にあるそれだけの面積を持つ森林だということであれば、当然それらに対する取組というのが大事であろうということで、ここの中の通告に若干漏れているけれども、それぐらいは答弁できる範疇だと思うので、そこら辺についての、やっぱり取組、村長は国有林を有する自治体の、たしかそうしたところの組織の役員にもなっているはずだし、フォレストエコ財団とかというところの、たしか理事もされているというふうに思っておるので、そういう立場をフル活用しながら、大玉の森林、そうしたものを守っていくと、これ年次計画でこれくらいずつはやるという、そういう目標をきちっと立てて、森林計画を持つべきであろうという観点から、それらを提案し、そして村長の見解、決意のほどを承りたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

大玉村の民有林、2,000町歩あります。村の国土利用計画で、山林分の位置づけについては、山麓部分については、水の関係とか自然保全とかの関係も含めて、守るべき保全すべきエリアというふうに指定をしておりますので、基本的には森林とし

て自然環境として守っていくというのが村の各種計画での位置づけになります。

国産材が非常に低迷をして、なかなか木材が使われないということが続きましたが、ここに来てウッドショックとそれからウクライナの侵攻等で非常に材木が高騰して、入ってこなくなっているということで、国産材が非常に見直しをされていると。そろそろ採算が合ってくる時期に来ましたので、やはり守るだけではなくて、有効利用と、伐期の来たものについてはやはり販売をして、その後、きちっと植林をするということが山を守ることに結びついていくんだらうというふうに考えております。

財産区については、先ほど看板のあったところについては、下刈りとか枝打ちとか、きちっとやっておりますので、それは財産区の事業としてこれからも続けていきたいなというふうに考えております。

それから、民有林についても、なかなかガリ場にある場所がかなり多いんですね。ですから育たない。なかなか難しいところもありますが、用材として、やはり山にお金を入れるためには、山の木もある程度現金化をすると、経済の中で回していくということも大切だということを感じていますので、先ほど言いましたように、切ったら植えるということはこれからもしっかりと求めていきたいなと考えています。

それから国有林については、皆伐、ある一定面積を全部切ってしまうということがよく行われていますので、会議の中では列伐、斜めとか列にして、下側を見ると緑がぽかんとなくなるといふことのないようにということをお願いをしていますが、かなり効率が悪くなるので、営林省、林野庁としてはやはり皆伐をしたいという流れはなかなか変わらないんですが、これはことあるごとに択伐、選抜して切る、もしくは列で切る列伐というようなことでやってくれるように、景観も考慮した方法でやってくれと、自然に配慮したものでやってくれと。それから皆伐によって水害が起きるようでは困りますので、その辺はしっかりと求めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今言われたように、営林署との関係で、そういうものを一定程度お願いやら、その山を持っている村として、俺らも混ざってやるぞというような強い対応でやっぱり一つ一つ取り組んでいくという取組を特に求めたいと思います。

ついでに、水源の涵養という面からすれば、確かに全部切ってしまうのはね、これは大変なので、先ほどちょっと触れた、森林再生だって、今のやり方は決して褒められた再生の仕方ではないというふうに私は思いますね。業者が入ってばあ一つといいも悪いも関係なくとにかく入れてしまうという、線形を入れちゃって道路網が整備される。果たしてそれでいいのかなと。本当に再生なのかなというふうな心配もしているところであります。

質問が前後するかもしれませんが、③として、先ほどの農用地でもお聞きしましたが、いろいろやった結果、そこは何ぼ手かけても駄目だということについては、これは地目変更とかをするんだという話ありましたけれども、それは成り行きでそうなったところもそうするという事なのかなんて思ったりするんですけれども、成り行

きではなくて、一定程度そうしたところが予想されるところは、いろんな地域の皆さんとも話して、一定程度そういうところは戻していく、山林にしていくということも一つの、特に山林といっても広葉樹とかいわゆる里山か、里山の定義とかいろいろそれはそれとして、そういうものにしていくということも一つの方法であろうというふうに思いますし、さらに、広葉樹林の再生事業で、3月議会でしたか、でもお聞きしましたが、それは全て業者がやることであって、一般村民がそこに携わるということには相ならんの状況なんだというお話ありましたよね。場合によってはそういうことも一つの方法として取り入れることも考えてみたいというような部長答弁だったよね。

それでやっぱりそういう、じゃ、何でもかんでも村がやるんなら、村やったらいいべというようなことになっちゃうので、やっぱり一つの方法としては、前も浅和村長の時代、やったよね、水源の上で、雑の、いろんな木を山に、めためた植えたこと、今どうなっているかちょっと見てないけれども、あの水源の上ね。そういう方法も一つの方法。あれJ Rか何かでやったんだね。

そういうのも一つの方法だし、やはり先人が手をかけたこともやっぱり大事に受け止めてやっていく必要があるということだと思うし、それから、じゃ、広葉樹については、実はなかなか種を取ってまくといてもうまく育たないのが、いろいろ聞いてみると育たないってあるらしいですね。そういう意味で、ドングリについてはどこかに行つて実拾ってきたとかという話も、結構遠いところに行つて取ってきたという話も聞きますし。ぜひそういうやりたいという人がいれば、あるいは受皿の組織をつくるなり、個人を束ねるなどして、一定のそういう方向づけをやっぱり一つの、全部が全部それ一遍にやるということではなくて、そういう方向も、試みも取り入れるということが大事なのかなというふうに思うんですね。

ナラの木食い虫とか、いろいろまだ別途課題はあるんですけども、あれは太くなってそうなるんであって、必ずしも虫そのそのものが原因でなくて、菌との関係で出ているというふうなことが今度の「現代農業」にちらちらと出ていたけれども。要するにそれはそれとして別途考えるけれども、やっぱり、広葉樹、だから国有林は国有林で針葉樹とかを中心にやるなり、あるいはその下に、この前ちょっと出た何だっけ、今度の予算にも出ている緩衝帯、それも果たしてどうなのかなとは思うんですけども、そういうものも含めて、やっぱりそういうものも大事にやっていくという必要があると思うんですけども、それらについてのその後の村の考え方なりについて、その針葉樹の扱いなり、あるいは受皿なり、今後の取組などについてお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

先ほど答弁させていただきました広葉樹林再生事業につきましては、この事業目的が放射性物質の影響によってキノコの原木生産、これが停止している地域におきまして、その原木林の再生と将来における原木の安定供給に向けた広葉樹林の再生を図るということを目的といたしておりますので、一般的な植林、伐採、植林というふうな

くくりではない部分もございますけれども、これにつきましては、国の事業条件に沿った形で進めていくというふうなことで考えておりますが。

また、③の農用地の中での成り行きで山林化した部分というふうなところにつきましては、一般的な造林でいきますと、国の造林補助金によれば、植栽した後、下刈り、それから除間伐、保育、森林施業を継続的に行っているところに補助金を出すというふうな制度はございますけれども、現行が農地である場合には、これらを農地から山林にしていくという一定の手続がございます。また、公的補助金を受けるためには、市町村の森林計画において位置づけされる部分も必要となってまいります。山林化した農地全てが対象となるわけではございませんので、お話のございました山林化した農地の里山化、こういったものにつきましては、その農地の、現在の農地の所有者、そういった方々の意向もよくお聞きをしながら進めていければというふうに考えてございます。

また、それ以外の、例えば広葉樹林の苗木を植えたい、そういったものについてのお取次ぎについても、現在は森林組合等で苗木のあっせん等も行っておりますので、そういった部分についても内容について検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 次の質問です。

消費税インボイス制度について伺います。

消費税が自公連立政権によって2019年（令和元年）に10%に引き上げられまして、その4年後の来年の10月にはこのインボイス、適格請求書制度などという名前のようではありますが、導入が決められました。それは来年の10月ですけれども。

施行に当たりましては、移行期間といって、何ほかの期間はその期間などと、これいつも言う手口であって、そのときに5,000円とか1万円に現金くれて喜んでいううちにその導入されてしまうといういつもの手法が取られるのかなというふうに危惧しているところであります。

こうしたことを受けて、やはり今、先ほど来いろいろとお話ありましたコロナ禍あるいは物価がいろいろと高くなって、打撃を受けると、こういう人々にさらに追い打ちをかける、そういう心配がなされているところでありまして、書類の保存など複雑な事務が伴うと聞いておりますし、村は現時点において、この制度というものについて内容をどのように捉えられておりますか。まず最初にそれについてお伺いをいたします。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 10番議員さんにお答えをさせていただきます。

インボイス制度でございますが、消費税の適格請求書等保存方式というような内容でございますが、現在、消費税を国庫に納付する際の計算方法につきましては、売上税額から仕入税額を差し引きまして、いわゆる預かり消費税、それを国庫に納付する

という中身になってございます。

この制度を平たく言いますと、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられました。この引上げに伴いまして、酒類、あと外食を除く飲食料品、あとは定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞、これについては消費税の軽減税率制度、いわゆる8%が実施されております。軽減税率制度の実施に伴いまして、標準税率の10%と軽減税率の8%の複数税率が存在することになりました。このために、課税業者が納付する消費税の計算におきまして、正確な適用税率、あとは消費税額等が必要になりますので、現行、いわゆる令和元年10月から、先ほど議員さん、移行期間と言いましたが、来年9月までの間につきましては、区分記載請求書等保存方式という制度で運用されておりますが、令和5年、来年10月からは、適格請求書等保存方式という中身になります。

現行の区分記載請求書等保存方式といいますのは、受領した請求書、領収書、こういったものに税率ごとの区分に合計した対価の額、税込みの額、あと軽減税率の対象品目である旨、いわゆる米印なんかついているものでございますが、この事項の記載がなければ、それをもらった自分が追記することが可能だと。事業収入1,000万円以下は免税事業者なんですが、この免税事業者であっても、この区分記載請求書等というのは発行が可能です。

一方、来年10月から施行されます適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度につきましては、発行する請求書とか領収書には、登録番号、あとは適用税率、あとは消費税額、これを記載する必要があります。先ほど申しましたとおり、受領者による追記、これはできなくなります。発行する際には、税務署長に登録を受けまして課税事業者となる必要があります。免税事業者は、発行ができませんので、事業収入1,000万円以下の免税事業者であっても発行する場合には登録をして、課税事業者になるという必要がある制度だというふうにお伺いしております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。詳しい説明をいただきました。

実は私もほとんどの制度分かりません。分からないんですけども、とにかく今言われたような、つまり今までだと免税業者として、1,000万円以下、俺は免税業者だということだったけれども、今度はわが勝手に、わがだけの考えではそんなことは成り立たないということなんです。50万しかなくたって、100万だってね。

それはわがはわがでいいけれども、今度は商取引する場合、相手から、おまえとは、ちゃんとした、そういうものに混ざっていない人とは取引しないよと言われてれば、商売は成り立たないということが一番大きい問題で、特に商取引の関係からいっても、そういう意味でありまして、いわゆるフリーランスなんてかっこいい名前ですけども、個人でいろいろやる人ですね、この宅配業者、赤帽、個人タクシー、ホステス、塾の講師、一人親方の建築、あるいは農家、そういう皆さんが一番そこで影響を受けるんでないかと言われているのがこの制度なんです。

特に私、注目したのは、シルバー人材センターもその一つだと、こう言われているんですね。全国に、何ぼだっけかな、かなりの数字があるわけですがけれども、シルバー人材センターそのものは、今は配分金の中から各会員さんがそれぞれ支払いをいただいている、それが、お金であります、今度は一体どうなるのかという心配もありますね。その預かったお金の中からその税金を払うのかどうかと、こういうような流れについて、この具体的に一つの、シルバー人材センターがどうなんだという、今、私のあれなんですけれども、分かるとすれば、分からなければいいんですけれども、分かるとすれば、お話ししたいだと思います、扱いについて。

○議長（菊地利勝） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 10番議員さんに再度説明をさせていただきます。

いろいろ農業者、中小業者、一人親方、シルバー人材センター等あるんですけれども、シルバー人材センターということですので、シルバー人材センターの関係について若干お話をさせていただきたいと思います。

まず、シルバー人材センターの場合ですが、一連の流れとしましては、仕事の依頼があった場合は登録者のほうに連絡をしまして、依頼のあった作業を行うと。見合いの代金につきましては、シルバー人材センターが請求書を発行し、代金を回収、手間賃を支払うという流れになっているかと思います。

この場合、シルバー人材センターが適格請求書の発行を請求された場合、適格請求書の発行をする場合は、発行事業者としての登録をしないと発行できません。登録すれば当然課税事業者となりまして、消費税の申告納付をしなければなりません。また、シルバー人材センターについては、手間賃を支払う場合、出役に応じて手間賃を支払うため、シルバー登録者からは請求書はいただかないというふうに考えます。

結果、売上税額、いわゆる預かり消費税はありますけれども、仕入税額が証明できないために売上税額が納税額となると考えられます。シルバー人材センターが既に消費税の課税事業者であるようでございますので、預かり消費税を申告納付することになれば、現在と負担は同じなのかなというふうに私のほうでは考えております。

また、農業者に関してですが、農業者に関して、JAに共選出荷している場合に特定して言いますと、特例としまして、農業者はインボイス登録を要しないというふうになっているようでございます。ただ、農業者におかれましても、既に事業収入が1,000万を超える方については、既に課税事業者になっていますので、その辺はJAさんのほうと、あと課税事業者のほうでインボイスのやり取りは出てくるのかなというふうには考えております。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） JAの関係はそのような特例で、つまりJAに一括して頼んじやっているから、出荷を。そこから先はどこに行っているか、個人個人の農家は分からない。ただ、じゃ、直売所はどうかというのがあるんですね。直売所はちゃんと生産者の名前あって、買った人もそこ流れていって、誰のだなという流れがあるから、

それどうなのかなという心配もしたり、まだまだ分からない点もあるんですけども。

いずれにしてもはっきり言うと、小さいところが割食うんだよね。さっき言ったように、そういう、きちっと課税業者になっている人は当然課税業者になってもらわないとその分の回収ができないので、そういう意味では小さい、そういういわゆるフリーランスと言われるような方々が大変になるんだというようなことで、地域の経済の活性化に逆行するんでないかというようなことで、去年あたりは地方自治体の議会からのこういった件は100件くらいであったんですけども、5月末現在では242件のこの制度の反対あるいは延期あるいは改善、いろいろこの改善を求める、そうした要望も上がってきている、相次いできているというような状況であります。

私もそういうことは全くそのとおりでなというふうに考えるわけではありますが、これはまだ詳細が分からないわけではありますが、これらについての地域経済に及ぼす影響、村民に与える影響等々を勘案した場合の村長の見解のほどを承りたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

この制度はもう既に4年前に法律として制定されておりますので、4年の猶予期間があつて、今度行われるということで、その後もやはり暫定期間といいますかね、一遍にやらないで少しずつ強化をしていくということで数年がかりでやっていくのですが、影響がないというふうには言えないのですが、考え方として、1,000万円以下の方が消費税をいただいても納税しなくてもいいと、それがそのまま益税になってしまっているという、これを是正するというのが今回のインボイスの考え方のようです。

それで、今税務課長が言ったように、今まで商取引があつたところで、そういう適格業者にならないと仕事が来なくなるという可能性も十分あるわけですので、大変影響があるというように考えていますが、これについて、もう既に制度化されている、法的にも決まって、動き出していますので、これについては国の政策ということで、毎度そういう、大変、反対だと言いたところですが、これについてはコメントは差し控えさせていただきたいと思います。影響は、受注に対する影響はあるというふうには考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 10番。

○10番（須藤軍蔵） まだまだ実態としては分からないところが非常にあるわけでありましたが、いずれにしても、そういう零細なところに実際はしわ寄せが行くんだということでありますので、それは地域の活性化にとってもマイナスだと。やっぱりそれは私は導入すべきでないということを強く申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（菊地利勝） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、

散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4 時 5 6 分)